

宮城県犯罪被害者支援推進計画

平成29年1月

宮城県公安委員会

はじめに

宮城県では、犯罪の被害者やその遺(家)族の方々(以下「被害者等」といいます。)に対する支援の充実を図るとともに、連帯共助の精神にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的に、平成16年4月1日に県や県民の責務等を明記した都道府県レベルでは全国初となる「宮城県犯罪被害者支援条例」(以下「支援条例」といいます。)を施行しました。

宮城県公安委員会は、平成17年2月に支援条例に基づき有識者会議「宮城県犯罪被害者支援審議会」から先駆的な意見をいただき、「宮城県犯罪被害者支援推進計画」(以下「推進計画」といいます。)を策定しました。

県内においては、これまで様々な事件、事故が発生し、多くの被害者等が犯罪による直接的な被害に加え、精神的な苦痛、経済的負担等による二次的被害を被ってきましたが、推進計画策定以降は、この推進計画を土台として、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会を構成する関係機関・団体が協働した支援を実施することで、被害者等への支援の充実を図ってまいりました。

また、県内における被害者支援施策は、県内全35市町村における総合的対応窓口の設置による支援体制の整備をはじめ、犯罪被害により現在の住居地に継続して居住することが困難な被害者等のための民間賃貸住宅の媒介等の支援や性感染症検査費用等の公費負担制度の拡充など、年々、施策の充実が図られてきているところであり、さらに、平成26年4月から性犯罪被害者のワンストップ支援センターの機能を有する「性暴力被害相談支援センター宮城」の開設とともに、性犯罪被害者からの相談件数が飛躍的に増加し、潜在化しやすい性犯罪被害者の悲痛な叫びへの効果的な対応が図られるなど、被害者等の多様なニーズを踏まえた公的機関及び民間団体が物心両面で被害者等を支える施策を推進しております。

このように犯罪被害者支援の輪が広がりを見せる一方、東日本大震災により死者・行方不明者が1万人を超える未曾有の被害を受け、被災地における地域コミュニティの変化等により、いまだ復興途上である中での被害者等の支援は、これまでよりも多くの機関・団体が能動的かつ協働して継続的に施策を充実・向上させていくことが不可欠であります。

宮城県公安委員会は、県民の皆様と共に、途切れることのないきめ細やかな支援を推進するために、被害者支援施策の更なる充実と体制の確立を図っていくことを目的として、推進計画を改訂しました。

本推進計画が、県民の皆様の犯罪被害者支援に対する理解と共感を深めるとともに、被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現の一助となれば幸いです。

平成29年1月
宮城県公安委員会

宮城県犯罪被害者支援審議会から

犯罪被害者等への支援は、「犯罪被害等を早期に軽減すること」、「再び平穏な生活を営むことができること」を目的として、損害回復と経済的支援のほか、精神的・身体的被害の回復と二次的被害の防止が求められています。このため、犯罪の被害に遭われた方やその御家族又はその御遺族への配慮とともに、犯罪は決して許されないという規範意識を醸成し「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」を積極的に推進していかなければなりません。

「犯罪被害者等基本法」においては、地方公共団体は「地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされております。

特に、東日本大震災からの復興途上にある宮城県は、甚大な被害を受けた沿岸部において、地域コミュニティの変化等に伴う自治防犯機能の弱体化により、犯罪が発生する可能性が高く、様々な犯罪の予防と抑止対策が求められております。

復興地域の被害者等は、震災による深い悲しみ等の心理的影響が残る中で、犯罪被害に遭うことによる直接的な被害に加え、被害後に生じる二次的被害が顕著に表出する可能性が高いことから、被害者支援に当たっては、地域の実情を勘案した十分な配慮が不可欠です。

このように宮城県は、震災による地域の特性を踏まえつつ、総合的かつ長期的な犯罪被害者支援施策を推進していかなければなりません。

この度、平成17年2月に策定された「宮城県犯罪被害者支援推進計画」が11年ぶりに改訂されるに当たり、今後、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会をはじめとする様々な公的機関、民間団体等による一層の犯罪被害者支援施策の充実と積極的な取組が大いに期待されるところであります。

当審議会としましても、県民の皆様と共に、宮城県における犯罪被害者支援施策の一層の発展に向けて、引き続きその役割を担ってまいりたいと考えております。

平成29年1月

宮城県犯罪被害者支援審議会

目 次

第 1 章 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 推進期間	2
3 計画の内容	3
4 計画の構成	3
5 計画の推進	4
第 2 章 被害者等の現状	5
1 犯罪情勢の推移	6
2 被害者等が抱える問題の多様性	9
3 経済的、精神的被害の緩和のための法整備等	12
4 被害者の心理	14
第 3 章 宮城県における被害者等支援のための施策	19
1 損害回復と経済的支援等	20
2 精神的・身体的被害の回復と防止	22
3 安全及び平穏な生活の確保	24
4 支援等のための体制整備	26
5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保	30
第 4 章 推進体制	33
1 宮城県犯罪被害者支援連絡協議会による総合的支援	34
2 警察署単位の推進体制整備	34
3 市町村との連携	34
4 民間団体との連携・協働	34
5 県民、事業者との連携	34
資 料	35
宮城県犯罪被害者支援条例	36
統計資料	41

第 1 章 基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

犯罪の被害者やその遺（家）族の方々（以下「被害者等」といいます。）は、犯罪による直接的な被害のみならず、経済的被害や精神的被害等様々な間接的な被害を受けています。

被害者等の支援は、警察をはじめ、関係機関、民間団体により行われてきました。また、犯罪情勢の悪化に伴って、被害者が増加し、かつ、被害者等の支援について社会的な関心と要請が高まる中で、県議会議員提案による「宮城県犯罪被害者支援条例」（以下「支援条例」といいます。）が制定され、平成16年4月1日から施行されています。

支援条例は、県をはじめとする関係機関、民間団体、事業者等が連携を図りながら、被害者等を総合的に支援するものとなっており、

- 県に対しては、被害者等の支援に関する総合的な施策の策定及び計画の実施並びに国及び他の地方公共団体と連携を確保するよう努めること。

- 市町村に対しては、地域の実情に応じた被害者等の支援に関する施策の推進及び県が実施する被害者等の支援に関する施策へ協力するよう努めること。

- 県民に対しては、被害者等の支援に関する理解を深めるよう努めること。をそれぞれの責務として規定しています。

また、被害者等への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、警察を管理する宮城県公安委員会（以下「公安委員会」といいます。）が「犯罪被害者支援推進計画」（以下「推進計画」といいます。）を策定することとされています。公安委員会がこの推進計画の策定主体となるのは、被害者等と最も密接に関わる警察が、「犯罪被害者支援室」の設置やカウンセリング体制の強化、被害者等に対する情報の提供や安全確保等被害者等への支援の中心となっているためです。

推進計画は、県民の意見を反映し、更に支援条例により設置された「宮城県犯罪被害者支援審議会」の意見を聴いた上で策定するものです。また、推進計画を策定した場合は、速やかに公表します。

2 推進期間

被害者等の支援施策は、総合的かつ計画的に推進する必要がありますので、推進計画は中期的視野に立って策定することとします。

なお、推進計画に変更の必要が生じた場合は、随時、見直しを行います。

3 計画の内容

推進計画は、支援条例第9条第2項の規定に基づいて、次の内容を定めます。

被害者等の支援に係る施策の実施に関する事項

被害者等の支援に係る役割分担及び連携に関する事項

被害者等の支援に係る市町村の施策に対する助言に関する事項

被害者等の支援に従事する者の養成に関する事項

民間団体の活動の促進に関する事項

被害者等の支援に係る広報啓発に関する事項

被害者等の支援に係る情報の提供に関する事項

から までのほか、被害者等の支援に関し必要な事項

4 計画の構成

推進計画は、県民に犯罪被害者支援の重要性と被害者等の心情を理解していただくため、第1章「基本的な考え方」、第2章「被害者等の現状」、第3章「宮城県における被害者等支援のための施策」、第4章「推進体制」の構成としました。

5 計画の推進

推進計画は、支援条例第6条の規定によって設置された「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」を通じて、関係機関、民間団体、事業者等の役割分担を確認し、本推進計画により定めた5項目の「基本目標」と21項目の「施策の項目」に基づいた施策を計画し、相互の協力、連携及び協働により推進します。

なお、公安委員会は、毎年度、被害者等の支援に関して講じた施策を「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告」として宮城県議会に報告し、これを県民に公表します。

基本目標	施策の項目
1 損害回復と経済的支援等	(1) 犯罪被害給付制度や損害賠償の請求等の情報提供の充実と適正な運用 (2) 捜査活動等に伴う諸経費の負担軽減等 (3) 被害金品の早期回復 (4) 生活支援
2 精神的・身体的被害の回復と防止	(1) 被害者等への情報提供 (2) 捜査活動等に伴う負担軽減措置の推進 (3) 自助グループ活動への支援 (4) 二次的被害の防止
3 安全及び平穏な生活の確保	(1) 被害者等の保護 (2) 再被害防止等の措置 (3) 地域における被害者等の安全確保
4 支援等のための体制整備	(1) 関係機関・団体による推進体制の構築 (2) 早期支援体制の整備 (3) 各被害分野における事件事故被害者等への対応 (4) 相談・カウンセリング体制の整備 (5) 関係機関・団体間の連携強化と情報提供の充実 (6) 研修の充実
5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保	(1) 広報啓発活動の推進 (2) 教育の充実 (3) 各種支援制度等の情報提供 (4) 被害者等の支援や支援担当者に関する調査研究

第 2 章 被害者等の現状

第2章 被害者等の現状

1 犯罪情勢の推移

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

平成27年中の全国における刑法犯の認知件数(1,098,969件)は、10年前の平成18年中(2,050,850件)と比べて、約半数に減少しています。また、検挙件数も約半数に減少しているものの、検挙率は30パーセント台を推移しています。(図表2-1-1)

平成27年中の宮城県における刑法犯の認知件数(17,742件)も、平成18年中(31,698件)と比べて、約半数に減少しています。また、全国と同様に検挙件数も約半数に減少しているものの、検挙率は30パーセント台を推移しています。(図表2-1-1)

(2) 重要犯罪¹

国民の安心感や治安に対する信頼感に大きく関わりのある重要犯罪の平成27年中の全国における認知件数(12,565件)は、平成18年中(18,649件)に比べて、約32パーセント減少し、平成27年中の検挙率(72.3%)は、平成18年(59.4%)から徐々に増加する傾向です。(図表2-1-2)

また、平成27年中の宮城県内における重要犯罪の認知件数(262件)は、平成18年(333件)から増減を繰り返し、その検挙率は、近年は増加する傾向にあり、治安情勢の一定の改善が見られます。(図表2-1-2)

(3) 交通事故の発生状況

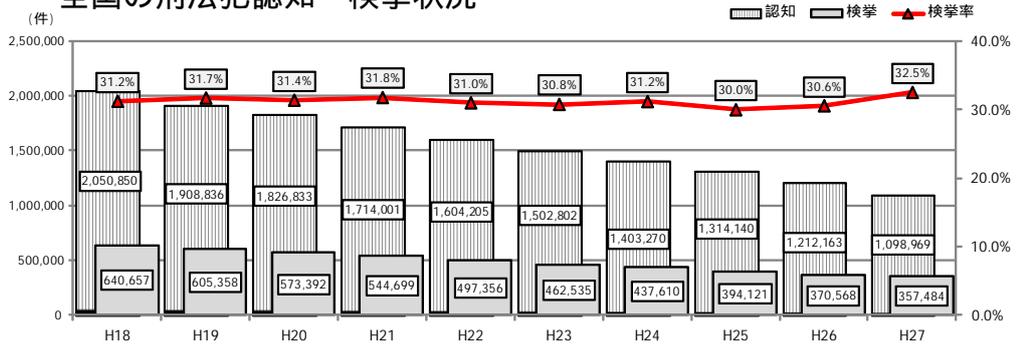
平成27年中の全国における交通事故(人身交通事故)の発生件数(536,789件)は、平成18年(887,257件)と比べて、約39パーセント減少し、平成27年中の全国における交通事故死者数(4,117人)は、平成18年(6,403人)から徐々に減少する傾向です。(図表2-1-3)

また、平成27年中の宮城県における交通事故(人身交通事故)の発生件数(8,624件)は、平成18年(13,632件)と比べ約37パーセント減少し、平成27年中の宮城県における交通事故死者数(66人)は、平成18年(116人)から平成24年(64件)まで減少していましたが、翌平成25年(88件)に一旦増加し、その後、また減少する傾向にあります。依然として予断を許さない状況となっています。(図表2-1-3)

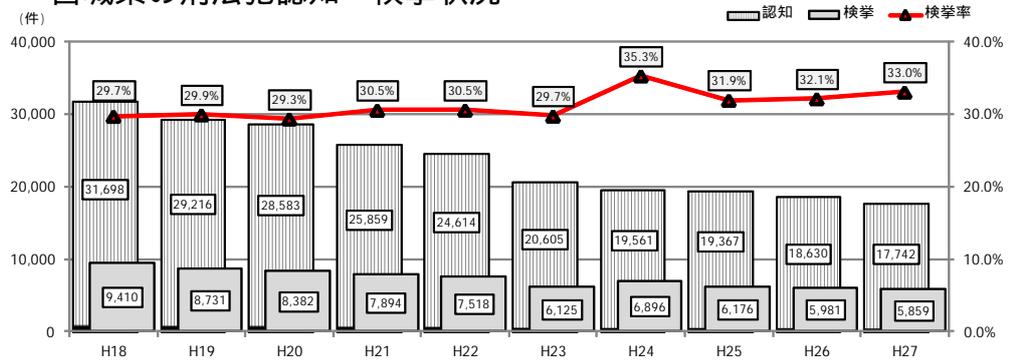
1 重要犯罪 殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつの6罪種を指します。

図表2-1-1 刑法犯認知・検挙状況（全国・宮城県）

全国の刑法犯認知・検挙状況

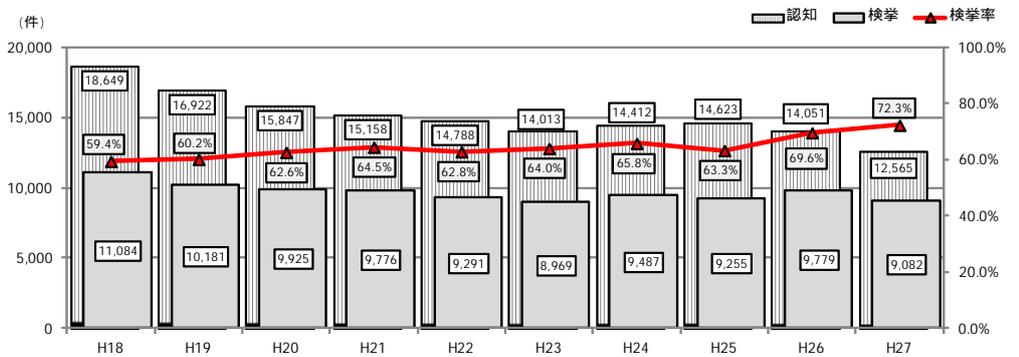


宮城県の刑法犯認知・検挙状況

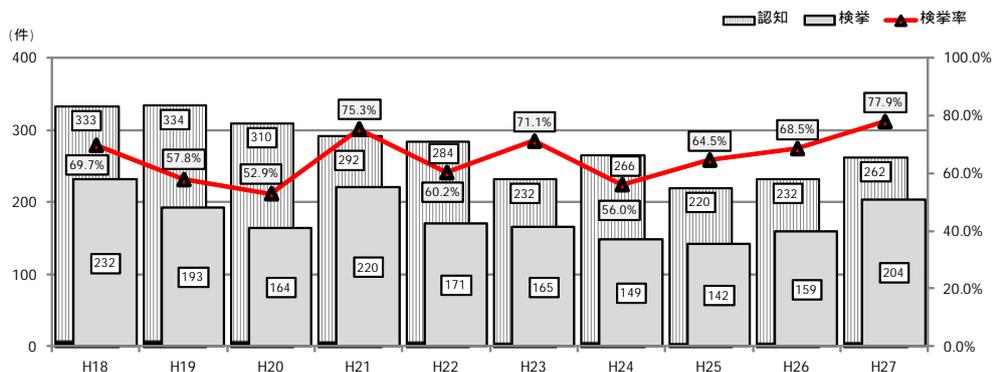


図表2-1-2 重要犯罪認知・検挙状況（全国・宮城県）

全国の重要犯罪認知・検挙状況

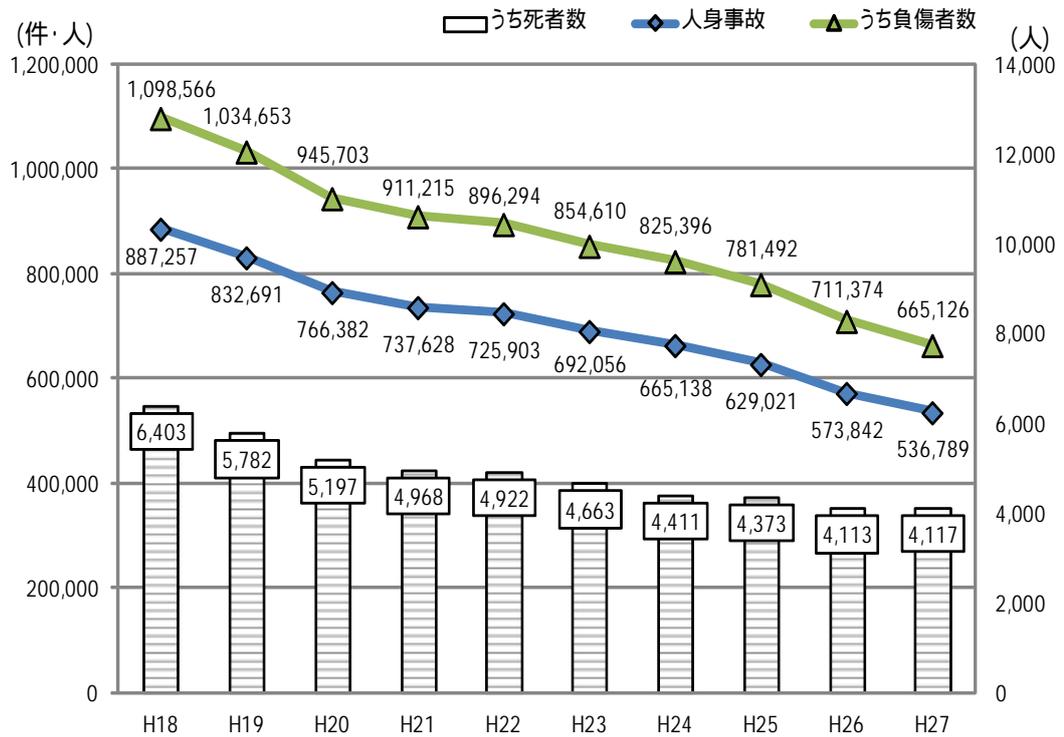


宮城県の重要犯罪認知・検挙状況

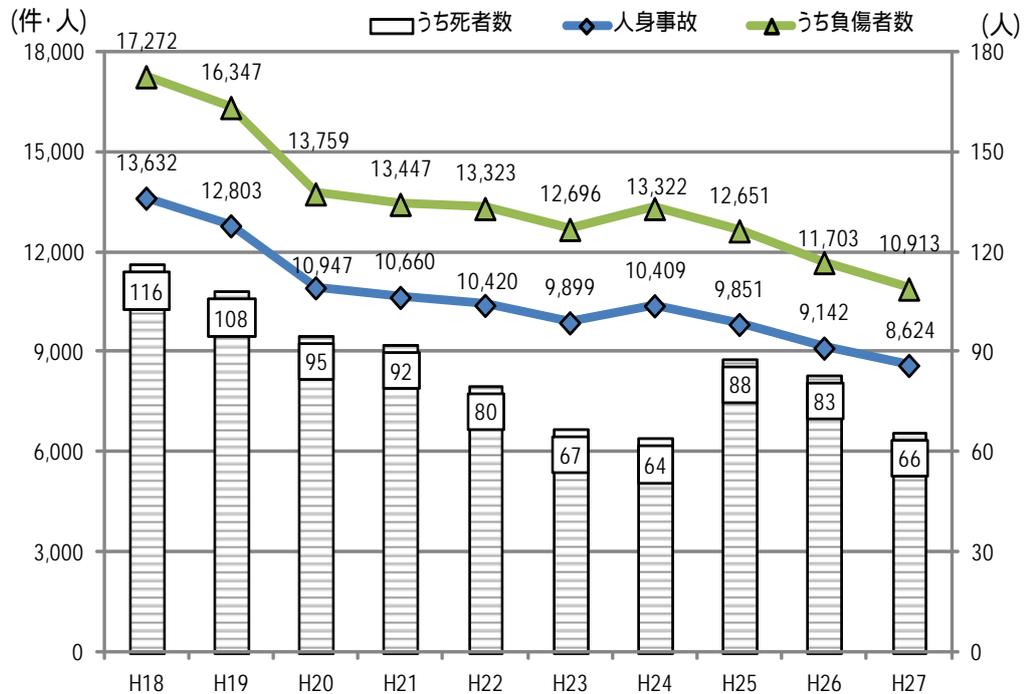


資料出所：警察庁、宮城県警察調べ

図表2-1-3 交通事故（人身交通事故）発生状況（全国・宮城県）
全国における交通事故（人身交通事故）発生状況



宮城県における交通事故（人身交通事故）発生状況



資料出所：警察庁、宮城県警察調べ

2 被害者等が抱える問題の多様性

(1) 犯罪被害後の精神状態

犯罪は、「故意による人権侵害」であり、被害者等の意思を強引に踏みにじり、屈辱を与え、あるいはかけがえのない生命や貴重な財産を奪って幸福な個人の生活を破綻に追い込むなど、意図的に人間性を否定する破壊行為です。さらに、犯罪被害の場合は、「加害者」という相手方が存在し、加害者が未検挙であれば、「いつかまた同じ被害に遭うのではないか」という不安があります。一方で加害者が服役中であれば、「刑務所出所後に、再度、同じような被害に遭うのではないか」という不安が常につきまとうなど、精神的な被害も問題となっています。

平成20年度に行われた犯罪被害者等に関する国民意識調査によると、犯罪被害後の精神状態については、被害者等の7割以上が「落ち込んだ」、「不安を抱えた」と回答するなど、多数の被害者等が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっています。(図表2-2-1)

(2) 被害後に被る二次的被害

犯罪被害から数年が経過した後でも、犯罪被害に遭ったときの場面が頭に浮かんできたり、犯罪被害のことを思い出させるものには近付けないなどの心身反応に加えて

- 医療費の負担や転居・転(失)職による経済的被害
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任な噂話や過剰なマスコミ取材・報道によるストレス、不快感

等被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次的被害」といわれ、犯罪被害からの回復状況が悪化傾向にある被害者等は事件後も長く関係を持つ

病院等医療関係機関の職員

民間団体の人

友人、知人

世間の声

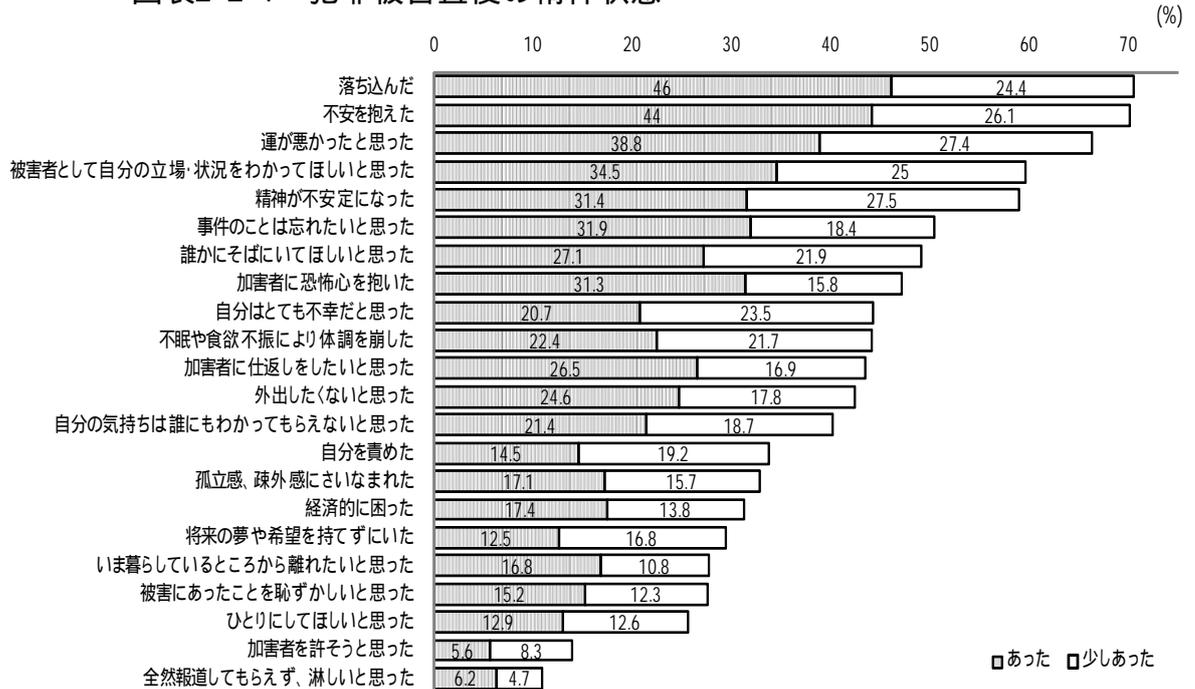
同じ職場、学校等に通っている人

等の言動や態度によって傷つく二次的被害を受けていることが明らかになっています。(図表2-2-2)

(3) 中長期的な被害者支援の必要性

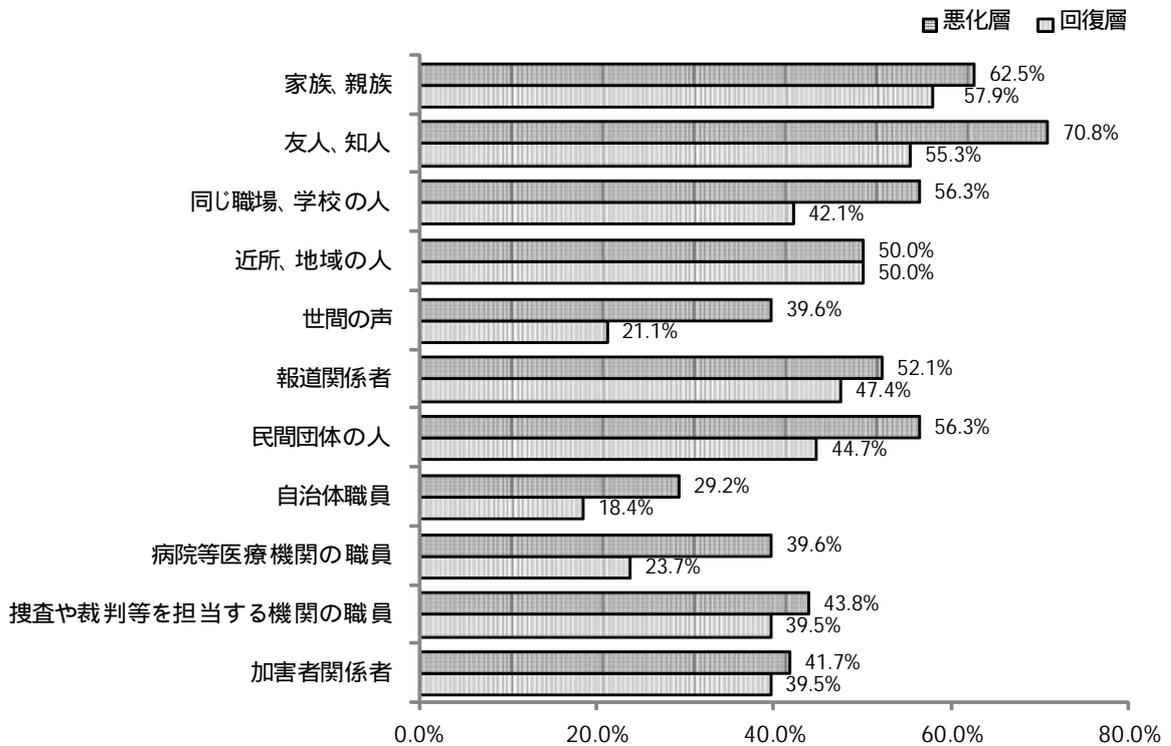
事件後間もない時期は、捜査や裁判に関する制度を多く利用していますが、事件から時間が経過するにつれ「相談・カウンセリング」、「自助グループへの参加」の利用率が高まり被害者等への中・長期的な途切れない支援の必要性が明らかになっています。(図表2-2-3)

図表2-2-1 犯罪被害直後の精神状態



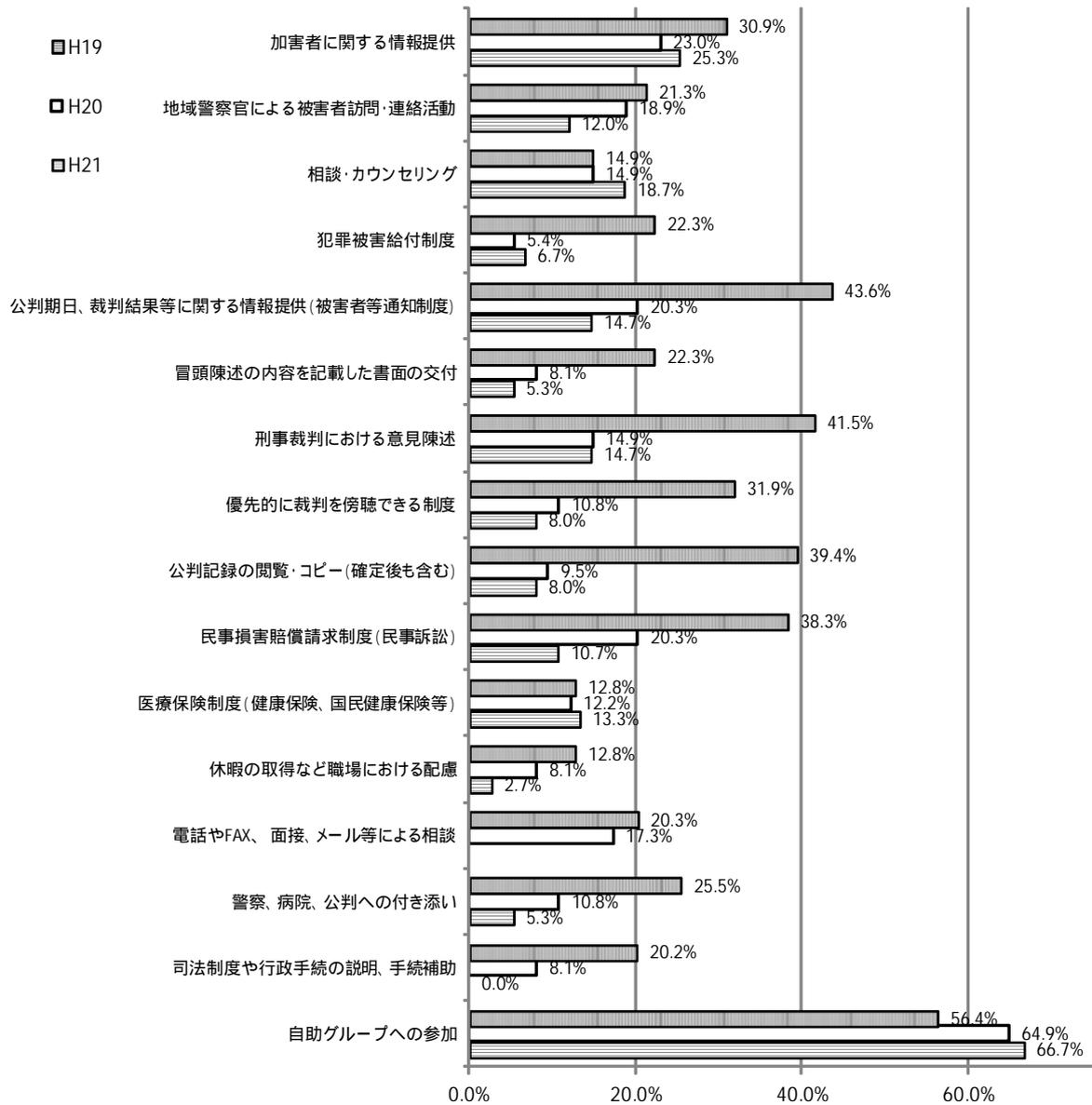
資料出所：内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度犯罪被害者等に関する国民意識調査 単純集計結果付調査票（被害者等当調査票）」（2009）

図表2-2-2 二次的被害経験状況



資料出所：内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」結果（要約）平成21年度犯罪被害類型別継続調査結果報告書」（2010）

図表2-2-3 支援制度の活用状況の経年推移²
 (平成19年度～平成21年度)(複数回答)



資料出所：内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」結果(要約)平成21年度犯罪被害類型別継続調査結果報告書(2010)

2 3年間同じ被害者等に、事件後からの支援や制度の利用状況について継続調査したものです。

3 経済的、精神的被害の緩和のための法整備等

(1) 犯罪被害者等給付金支給法

我が国には、被害者等の経済的被害や精神的被害の軽減を図るために、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(以下「犯罪被害者等給付金支給法」といいます。)が施行されています。

この法律は、昭和49年8月30日に発生した過激派による三菱重工ビル爆破事件を契機として、公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が、国会、マスコミ等で大きく論議され、また、通り魔殺人事件の被害者の遺族、被害者学の研究者、弁護士等からも、この制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定された後、数回の法改正により支援対象の拡大、給付金額の引き上げ、支給要件の緩和等が行われました。

(2) 犯罪被害者等給付金の支給状況

犯罪被害者等給付金支給法は、社会の連帯共助の精神に基づいて、被害者等の経済的被害や精神的被害の緩和を図るため、国が犯罪被害者等給付金(以下「給付金」といいます。)を支給するものです。

給付金には、死亡した被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」、身体に障害が残った被害者本人に対して支給される「障害給付金」、身体に重大な負傷又は疾病を受けた被害者本人に対して支給される「重傷病給付金³」があります。

給付金の支給申請件数は、平成27年度は全国で552件の申請があり、合計約9億9,100万円の給付金を支給しています。(図表2-3-1)

(3) 犯罪被害者等基本法

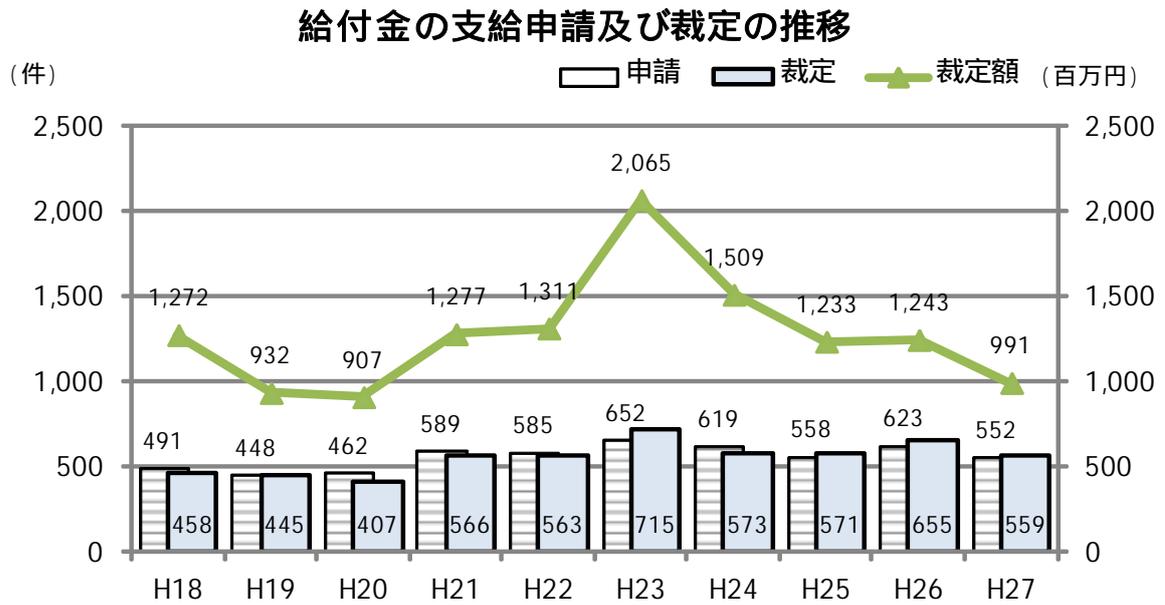
我が国では、犯罪被害者等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成16年に「犯罪被害者等基本法」(以下「基本法」といいます。)が制定され、その後、平成17年12月、基本法に基づき、犯罪被害者等基本計画が策定され、4つの基本方針(尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、個々の事情に応じて適切に行われること、 途切れることなく行われること、

国民の総意を形成しながら展開されること)の下、5つの重点課題(損害回復・経済的支援等への取組、 精神的・身体的被害の回復・防止への取組、 刑事手続への関与拡充への取組、 支援等のための体制整備への取組、 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組)を掲げ、各府省庁が実施すべき施策をこの重点課題に振り分け、整理して示しています。

犯罪被害者等基本計画は、5年ごとに見直しが行われており、4つの基本方針と5つの重点課題を継承しつつ、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指し、平成28年度に第3次犯罪被害者等基本計画が策定されました。

3 「重傷病」とは、加療1か月以上かつ3日以上入院した場合をいいます。また、「重傷病給付金」は、1年を限度とした医療費の自己負担相当額が被害者本人に支給されます。

図表2-3-1全国における給付金の支給申請者数の推移



資料出所：警察庁

4 被害者等の心理

犯罪による被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体的にも精神的にも変調を来すことが多いといわれます。(事例1～4)これは異常なことではなく、突然、大きなダメージを受けた後では誰にでも起こり得ることです。したがって、被害者等の心理状態や立場を理解し、被害者等を責めたり、無理に励ましたりすることを避ける必要があります。また、被害者等の精神的被害の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持が必要不可欠となります。(図表2-4-1、図表2-4-2)

被害者等が抱きやすい主な心理状態

侵入	音や臭いを引き金に、まるで事件当時に引き戻されてしまったかのような生々しい感情や場面が蘇ってきます。自分で思い出すのではなく、コントロールできないといった特徴があります。
回避	事件を思い出すことを避けるため、外からの刺激を遠ざけようとします。そのため、社会生活から引きこもり、人と親密な関係を結ぶことが難しく、不信感が募り対人関係が希薄になります。 また、自分の人生そのものに対しても懐疑的になり、以前興味があったことから遠ざかったり、将来に期待が持てなくなります。
過覚醒	気持ちが安心できず、常に緊張状態が続きます。入眠困難、中途覚醒、早期覚醒といった睡眠障害が生じたり、ちょっとした物音に驚くといった過度な警戒心と反応が現れます。
否認	自分が被害者となってしまったこと、身近な人が被害者になってしまったことを認めることができなくなります。
怒り	被害を受けた直後から加害者や被害そのものに対して激しい怒りの感情が生じます。
羞恥心	被害を受けたのは、被害者自身に何らかの落ち度があったせいだとする社会の偏見(特に性犯罪被害)や、被害を受けたことに対する「世間体が悪い。」といった家族の無理解等により、被害者等の自尊心が低下します。
恐怖	一度被害を受けるとまた同じような被害を受けてしまうのではないかと、加害者から逆恨みされるのではないかとといった強い不安や恐怖が常につきまといます。
自責感	被害を受けたのは自分に落ち度があったせいだと自分を責め、更に「自分には支援を受ける価値がない。」と自己評価を下げてしまい、必要な支援を求めることができなくなります。
孤独感	被害体験を話しても自分の気持ちが分かってもらえないのではないかと感じ、一人で苦しみを抱え込もうとしてしまいます。また、被害による孤独感は人生のあらゆるものに対するあきらめへとつながり、更なる引きこもりを促すこととなります。
煩わしさ	被害を受けたことによって様々な事務手続や折衝に追われることとなり、自分の心理的問題に目を向ける余裕がなくなります。また、悲嘆や抑うつ感情によって通常より処理能力が低下していることから、必要な手続を執ること自体に煩わしさを感じ、支援を求めることができなくなります。

事例1 性犯罪被害者の事例

就寝中明け方近く、男性が身体に覆いかぶさっていることに気が付き、身体を動かし声を出すと、何度も頭を殴られ、強い力で全身を抑えつけられました。顔に布を被せられていて、呼吸しようと首を動かすと、カッターの刃の音が聞こえ、胸部を切られました。恐怖と緊張状態から痛みを感じず、感覚が鈍磨していく身体とは真逆に、意識は覚醒していきました。(中略)突然身の上に降りかかった事態の重大さを、「死」を意識して、初めて現実を受け止めることができました。(中略)「何故その日に限って」の後悔と「何故私だけが？」の周囲への恨みや妬み、犯罪に遭う「価値が無い人間」と烙印を押されたような孤独感と罪悪感、答えの出ない自問自答を日々繰り返していました。(中略)容赦なく振り下ろされるセカンドレイプという凶器、誤解や偏見、時に家族にも言えず、孤独と罪悪、己との生涯の戦いと思えます。ある性犯罪被害者の方の言葉に「強姦は魂の殺人」とあり、深く共感いたしました。

資料出所：匿名希望 公益社団法人みやぎ被害者支援センター「性犯罪被害者やすらぎ～逢いたい～第二集」(2015)

事例2 息子を交通事故で失った遺族

さっきまで、ママって呼んでくれていた翔樹がこの世にもういないのです。私は、頭が混乱して理解できませんでした。とにかく翔樹の顔を見ていないし、何かの間違いかも・・・と心の底で願っていました。(中略)通夜・告別式では、300人余りの方が来てくれたのですか、私は息子を探していました。(中略)私は、事故後、翔樹がこの世にいないという現実を思い知らされ、日を重ねるごとにその恐怖と苦しみにさいなまれていました。人と会うこともできなくなり、家にこもりがちになり、毎日朝から晩まで泣いていました。精神的にも不安定になり、主人に当たったり、長女に当たったりと夫婦喧嘩が絶えず、一晩中言い争うという日が数え切れないほどで、家庭崩壊寸前までいきました。お互いの気持ち、考え方の違い、それぞれのストレスからのことでした。翔樹がいなくなったことで、常に絶望感、悲しみに暮れており、自分の身体に傷つけたりしていました。抜け殻のように何もできない状態が続き、不眠症に悩まされたり、拒食症になったり、喘息の発作が頻繁に起こるなど、精神状態がギリギリのところまでいっていました。

資料出所：佐藤早織 公益社団法人みやぎ被害者支援センター「あなたはママの自慢の子やすらぎ～逢いたい～」(2007)

事例3 弟を殺人事件で失った遺族

弟が亡くなってから4日後、夢を見ました。夢の中で弟は「お姉ちゃん寂しい、寂しい。」と訴えてきました。

次の日の夢には、高い山の上から「こっち、こっち。」と呼んでいたり、「お姉ちゃん、悔しい、悔しい。」と私にずっと言い続けていました。弟の本当の無念を思い知りました。

私も子を持つ親として、親より先に死ぬという、これ以上の親不孝はないと思います。日々寂しさが募るばかりで、私も「死んだら楽になれる。」「死にたい。」ということばかり考えてしまい、精神的に限界まできていました。

資料出所：宮城県警察「届いていますか被害者の思い」

事例4 娘を殺人事件で失った遺族

娘を失った気持ちの整理をどのようにすればよいのか。今でも答えが出ません。

死んでしまったことで諦めるしかないのでしょうか、「いなかったこと」にも、「忘れたことにすること」もできません。

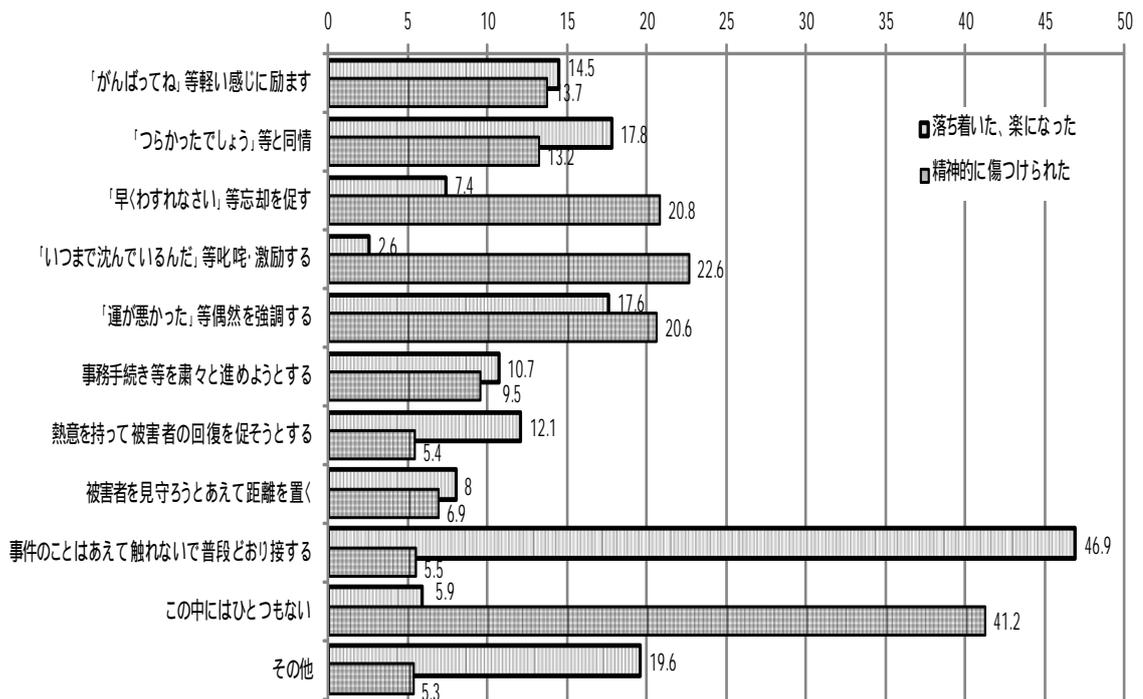
こうした気持ちの中で私が一番強く望むこと、それは「世の中には正義がある。」と思える社会であってほしいということです。犯罪被害者の遺族は、それでようやく気持ちの折り合いを付けることができるのです。

例えば、子どもを残して一家の大黒柱を失った家族は、子どもが成人するまでの間お金が必要です。その金銭的苦労を埋めることが一つの支援の形になります。

殺人事件で家族を亡くした場合、犯人が捕まり犯した罪に応じた処罰が下されれば、遺族は完全に気持ちが晴れることがないにしても、折り合いを付けることが可能となるでしょう。ですから、被害者支援活動というのは、なくしたものを埋め、「正義はこの世の中にある」と実感できる活動であるべきです。

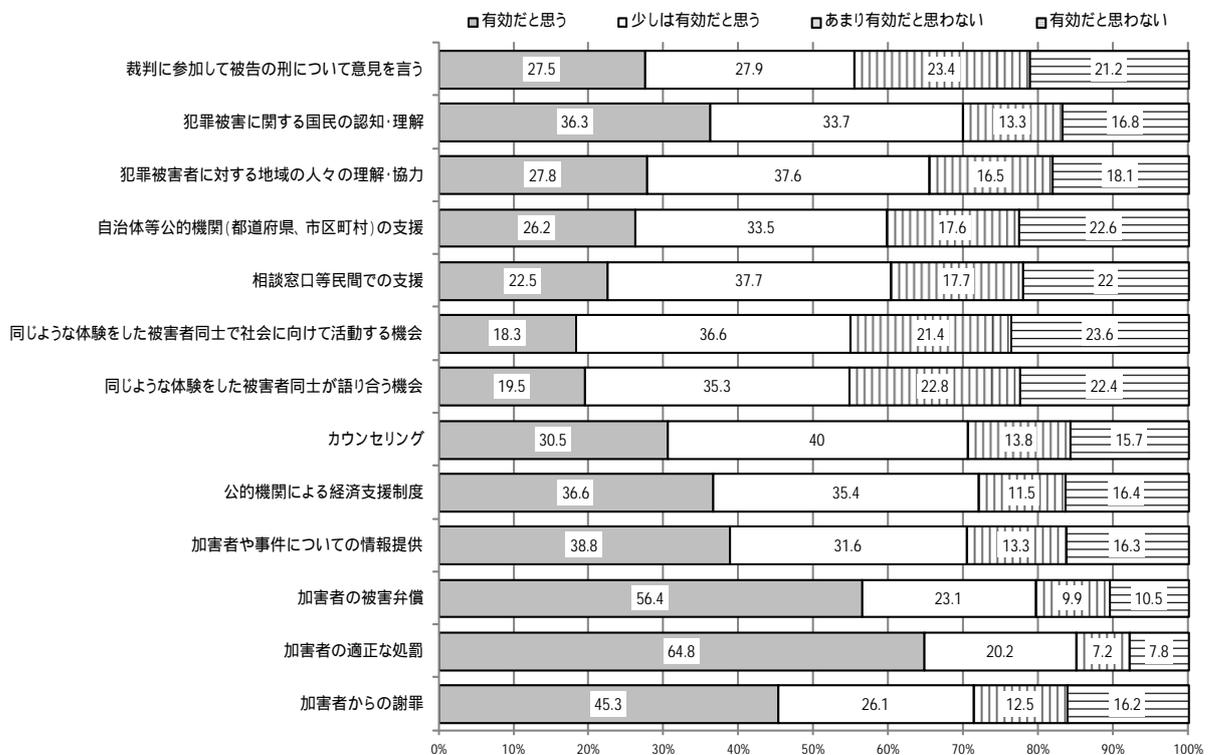
資料出所：宮城県警察「届いていますか被害者の思い」

図表2-4-1 事件後から周囲の人からの言動・態度による精神的な影響



資料出所：内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度犯罪被害者等に関する国民意識調査 単純集計結果 付調査票（被害者等調査票）」（2009）

図表2-4-2 被害回復に有効と思われるもの



資料出所：内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度犯罪被害者等に関する国民意識調査 単純集計結果 付調査票（被害者等調査票）」（2009）

第 3 章
宮城県における
被害者等支援のための施策

第3章 宮城県における被害者等支援のための施策

1 損害回復と経済的支援等

【現状と課題】

被害者等は、直接的な財産被害はもとより、

家族や子どもが殺害されたことで、それまでの生活基盤となっていた収入ばかりでなく、将来得たであろう収入も失う。

傷害事件等の被害者が入(通)院生活や後遺症によって働くことができず、収入が減少、あるいはなくなるほか、医療費の負担もかさむ。

不本意な転居も余儀なくされる。

など、様々な経済的被害を受けています。(図表3-1-1)

被害者の遺族や身体に重大な負傷等を受け、又は障害が残った被害者に対しては、国が給付金を支給していますが、被害者等の経済的被害の軽減・回復を図るためには、給付金の支給に加えて、様々な制度や手続に基づく生活面(医療、年金、住居等)での支援が必要です。

【基本目標】

被害者等の経済的被害の軽減・回復を図るために、犯罪被害給付制度の支給裁定事務の迅速化を図るほか、損害賠償請求等の情報提供、捜査活動等に伴う諸経費の公費負担、被害金品の早期回復等に努めます。

【施策の項目】

(1) 犯罪被害給付制度や損害賠償の請求等の情報提供の充実と適正な運用

各種制度等の周知を図るとともに、申請受理時の迅速な処理に努めます。

(2) 捜査活動等に伴う諸経費の負担軽減等

犯罪被害により発生した各種経費を負担して経済的負担の軽減を図ります。

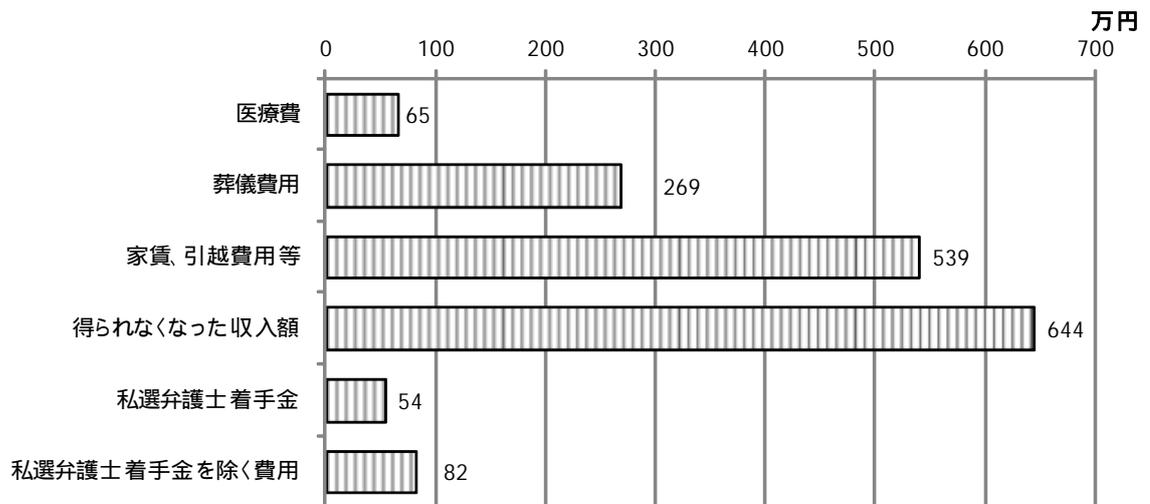
(3) 被害金品の早期回復

被害品の早期発見、被害金振込先口座の凍結等により、被害回復等を推進します。

(4) 生活支援

関係機関・民間団体の相互連携や相談所窓口に関する情報提供により、生活上の支援を行います。

図表3-1-1 犯罪被害にあつて支出を余儀なくされた費用額、被つた損害額等の平均額



資料出所 法務省「平成19年改正刑事訴訟法に関する意見交換会 第1回(平成25年1月31日)配付資料」

2 精神的・身体的被害の回復と防止

【現状と課題】

被害者等の支援の内容、刑事手続等に関することは、一般的に余り知られていません。さらに、被害の中でも、特に殺人、傷害、強姦の被害者等は、精神的ダメージが大きくなります。

そのため、被害者等のニーズを把握して、より早期の被害者等の支援に関する情報提供が必要です。(図表3-2-1)

被害者等は、自らの被害体験を踏まえ、被害者等支援に加えて犯罪被害防止の施策に対しても様々な意見、要望を持っています。

そのため、被害者等が安心して自分の考えや意見を述べ、かつ、活動できる機会(自助グループ⁴、被害者の会等)を設けることが必要です。

被害者等は、周囲の人々の言動、報道機関による過熱取材等により、プライバシーを侵害され、二次的被害を受けています。

そのため、被害者等のプライバシー保護を目的とする支援が必要です。(図表3-2-2)

【基本目標】

被害者等の精神的被害の軽減・回復を図るため、被害者等が必要とする情報を早期に提供するとともに、捜査活動に伴う負担軽減措置、自助グループ活動への支援の推進、二次的被害の防止に努めます。

【施策の項目】

(1) 被害者等への情報提供

精神的被害の回復・防止に向けた必要な支援を受けられるように、カウンセリング等各種制度に関する情報提供を行います。

(2) 捜査活動等に伴う負担軽減措置の推進

事件捜査、公判等の過程における負担軽減のための支援を行います。

(3) 自助グループ活動への支援

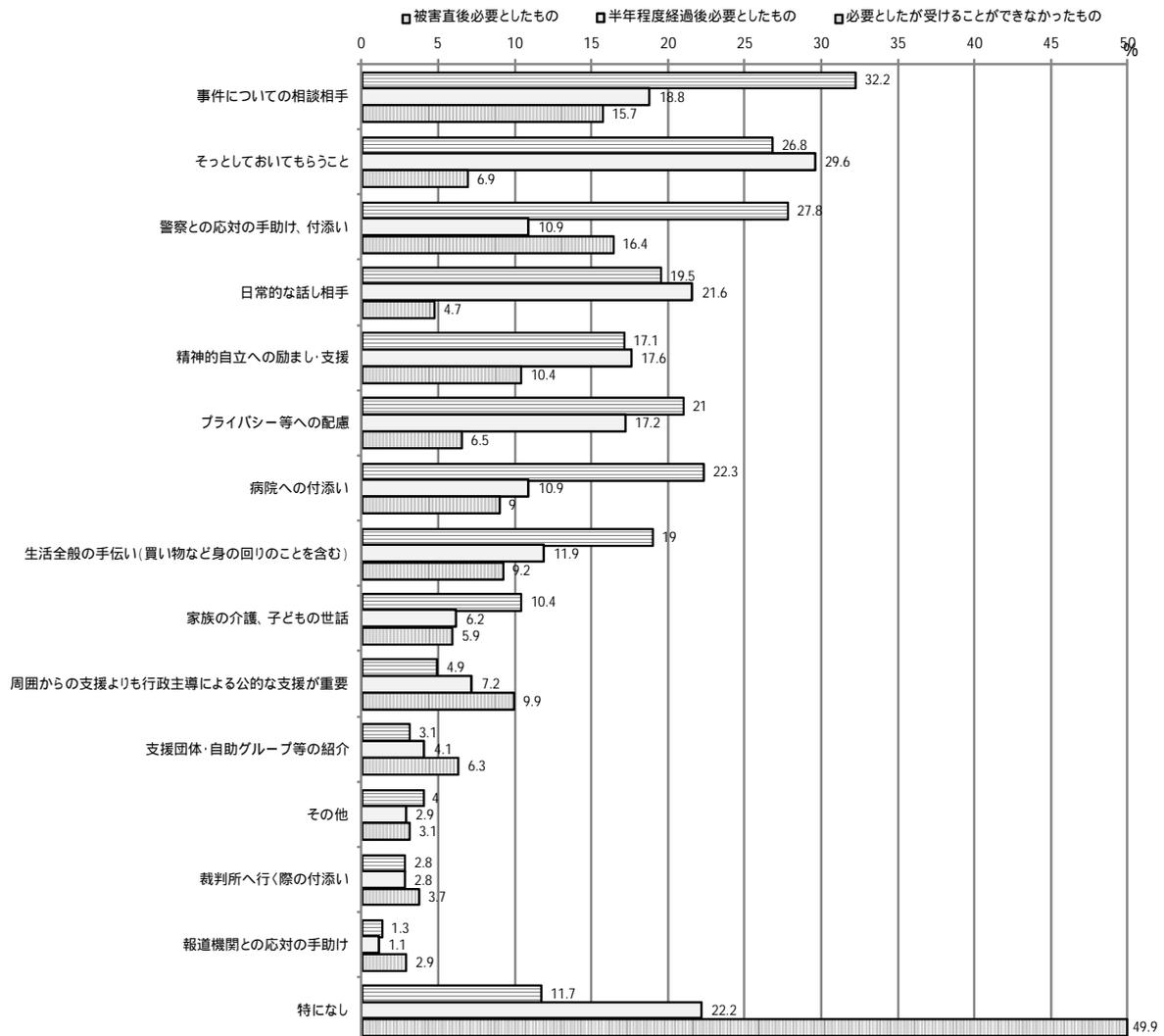
被害者等の心情の理解を深めるための活動を行います。

(4) 二次的被害の防止

マスコミ報道等による二次的被害の防止に努めます。

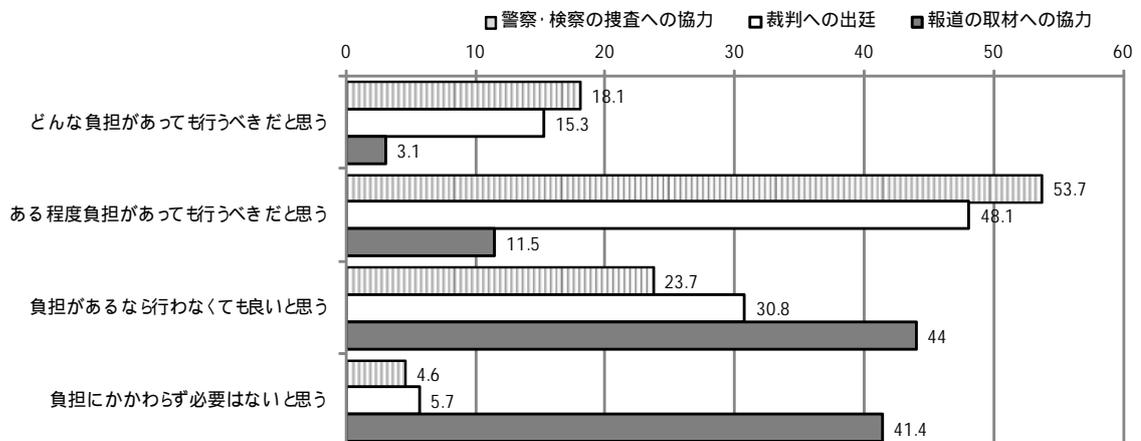
4 「自助グループ」とは、同じような辛さを抱えた人同士が、お互いに支え合い、励まし合うなかから、問題の解決や克服を図ることを目的に集うグループをいいます。自助グループの活動は、一言で理解し合える仲間との交流を通じて、被害者等の孤立感や疎外感を軽減し、自尊心を取り戻し、被害からの回復に大きな力になると考えられています。

図表3-2-1 必要とされる支援



資料出所：内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成21年度犯罪被害類型別継続調査調査」結果（要約）平成21年度犯罪被害類型別継続調査結果報告書（2010）

図表3-2-2 事件の真相を解明するために義務として行うべきと思うこと



資料出所：内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成21年度犯罪被害類型別継続調査調査」結果（要約）平成21年度犯罪被害類型別継続調査結果報告書（2010）

3 安全及び平穏な生活の確保

【現状と課題】

被害者等は、加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安を持っています。

また、暴力的性犯罪に発展するおそれがあり「脅威事案」と呼ばれる子どもを対象とする不審者による声かけ事案等は、子どもの心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えます。

そのため、地域におけるパトロール活動、被害者等を保護する施設の情報の提供、利用促進やあっせん等、被害者等の安全と平穏な生活を確保するための支援が必要です。

さらに、加害者の更生を図り、再被害等を防止するための取組も必要です。

【基本目標】

被害者等が、安全で平穏な生活を送ることができるようにするため、被害者等の保護をはじめ、再被害防止のための措置、地域における被害者等の安全確保のための施策の推進に努めます。

【施策の項目】

(1) 被害者等の保護

被害者等に対する助言や保護施設に関する情報提供と利用促進を行います。

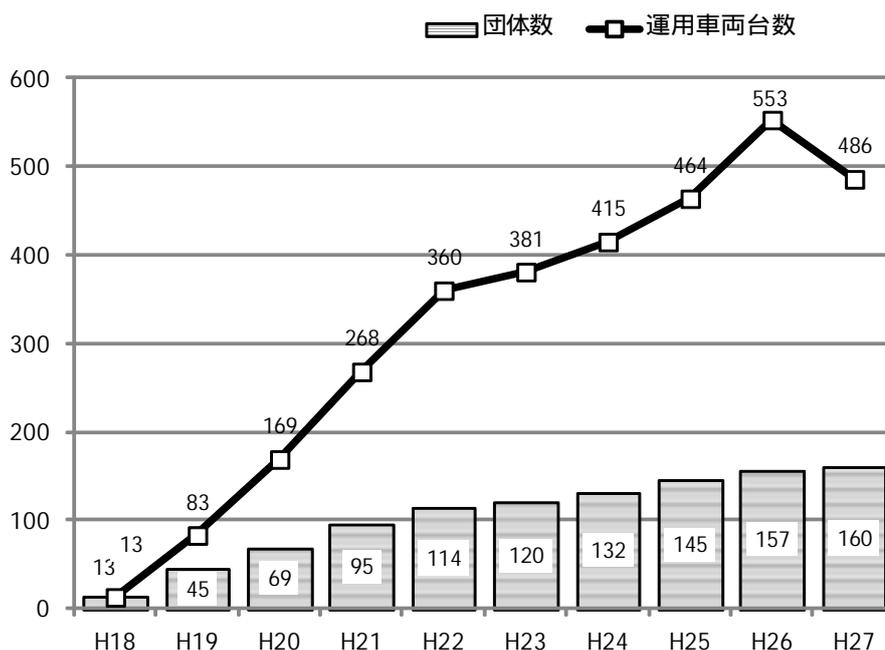
(2) 再被害防止等の措置

被害者等への加害者情報の提供や再被害防止処置を講じ、安全かつ平穏な生活の確保に努めるとともに、加害者の更生支援を行います。

(3) 地域における被害者等の安全確保

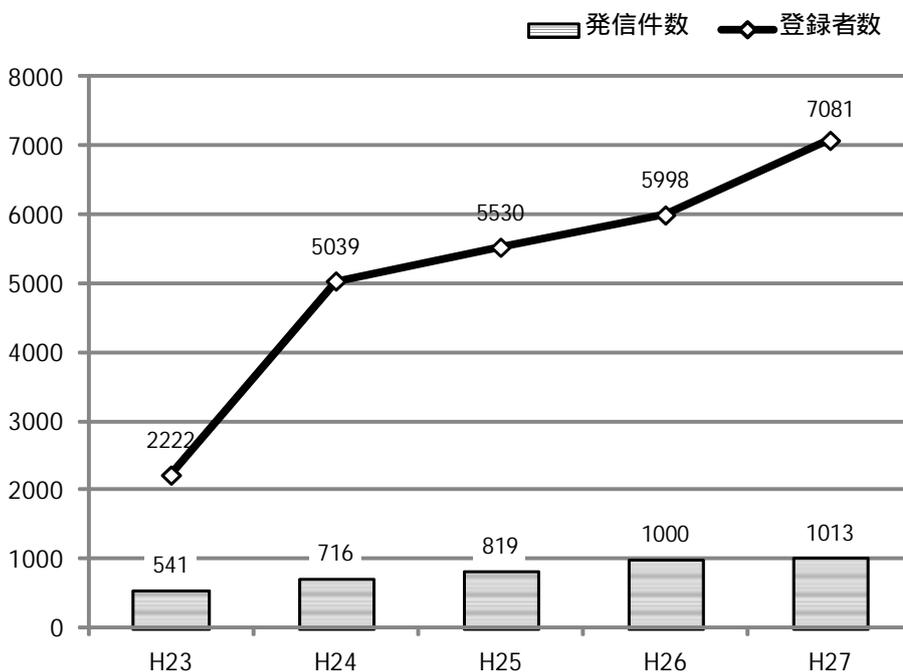
地域のパトロールや犯罪被害防止のための情報提供を行います。(図表3-3-1、図表3-3-2)

図表3-3-1 青色防犯パトロール⁵の普及状況



資料出所：宮城県警察

図表3-3-2 みやぎセキュリティメール⁶登録者数・発信件数



資料出所：宮城県警察

5 「青色防犯パトロール」とは、青色回転灯を装着した自動車により地域の防犯のために自主的に行う自主防犯パトロール活動です。

6 宮城県警察が行う県内で発生した「犯罪発生情報」や犯罪被害に遭わないための「防犯情報」などを電子メールで配信する情報発信活動です。

4 支援等のための体制整備

【現状と課題】

被害者等は、犯罪被害に遭ったことによる精神的ダメージや身体の不調のほか、医療費の負担、転居・転(失)職による経済的被害等様々な問題を抱えています。

被害直後における被害者等の支援は、精神的被害の軽減・回復に効果的とされていますが、縦割り行政の弊害、相互連携システムの不備等、総合的な支援体制が整備されていなかったことによって、長期間にわたり支援の手が差し伸べられなかったケースも散見されます。

そのため、関係機関、民間団体、事業者等による早期支援体制の充実と総合的な支援体制の構築とそれぞれの専門分野を生かした支援や連携・協働による支援が必要です。

強姦・強制わいせつ等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。性犯罪の被害者は、精神的ダメージや羞恥心から、被害の届出や告訴をためらうことも多く、犯罪被害を潜在化させる要因となっています。

そのため、被害者等と接する関係者は、被害者等の心情に配慮した対応が必要です。(図表3-4-1)

心身ともに未成熟な少年に対するいじめや虐待は、精神的に大きなダメージを与えることとなります。また、被害少年は、そのダメージによって問題行動に走ったり、最悪の場合には、自死に追い込まれるケースがあります。

そのため、少年の特性を理解した上での支援や対応が必要です。

ストーカーや配偶者からの暴力事案(DV)は、年々相談件数や警告件数が増加しており、加えて凶悪事件へと発展する可能性が極めて高くなっています。(図表3-4-2)

そのため、相談の段階から関係機関、民間団体が連携し、適切な対応を行うことが必要です。

現在の社会・経済情勢を反映して、悪質商法等架空請求事案による被害が拡大するなど、大きな社会問題となっています。(図表3-4-3)

そのため、関係機関、民間団体が連携して被害防止に関する注意喚起や積極的な情報提供を行うことが必要です。

暴力団犯罪の被害者等は、暴力団の威力に不安を感じ、捜査機関に相談することによって暴力団員から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではないかとの不安を抱いています。(図表3-4-3)

そのため、相談の段階から関係機関、民間団体と連携し、適切な対応を行うことが必要です。

交通事故の被害者等も犯罪の被害者等と同様に、精神的ダメージを受けています。

そのため、精神的ダメージの軽減・回復を図るための支援が必要です。

【基本目標】

社会全体が一体となった総合的な推進体制を確立するため、各地域における推進体制の整備、相談・カウンセリング体制の整備、ボランティア被害者支援員の養成、民間団体への支援に努めます。

【施策の項目】

(1) 関係機関・団体による推進体制の構築

県や地域における被害者支援に関する施策を総合的に調整し、かつ、相互連携による効果的な被害者等の支援を推進します。

(2) 早期支援体制の整備

被害直後の被害者等を支援する早期支援体制を整備・構築します。

(3) 各被害分野における事件事故被害者等への対応

被害態様が異なる被害者等を適切に支援するために、民間支援団体をはじめとした関係機関・団体による施策を積極的に推進します。

(4) 相談・カウンセリング体制の整備

被害者等の相談に対応する相談窓口の充実を図るとともに、犯罪により大きな精神的被害を受けた被害者等に対して専門的なカウンセリングが受けられるように体制を整備します。

(5) 関係機関・団体間の連携強化と情報提供の充実

被害者支援関係機関・団体が緊密に連携を図りながら、各種施策を積極的に推進します。

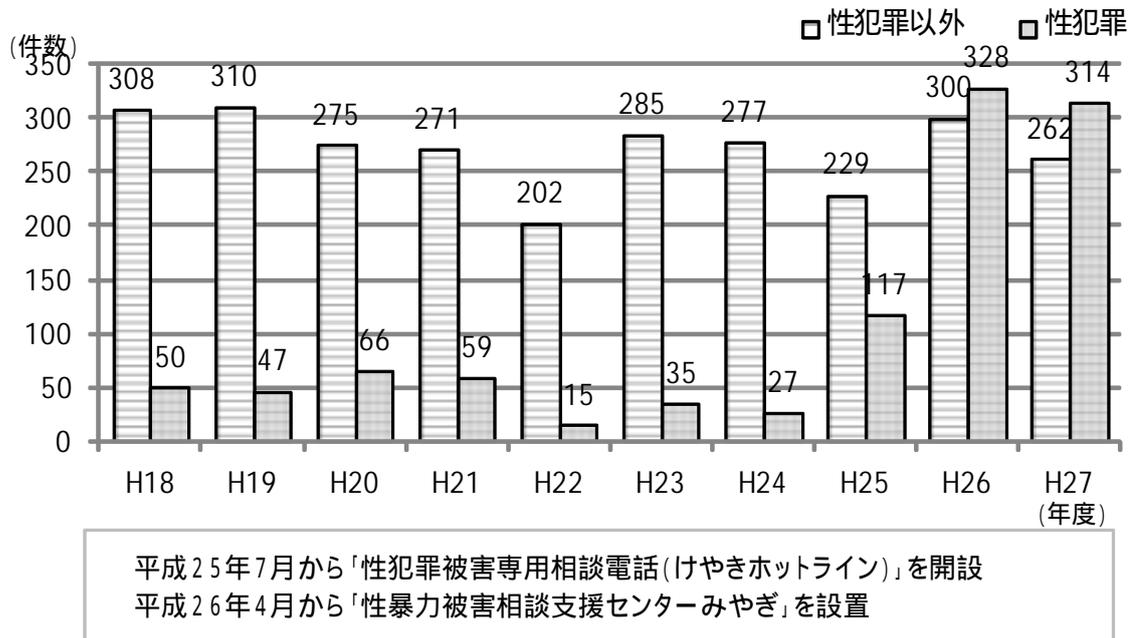
(6) 研修の充実

被害者支援への意識の啓発と専門的知識の習得に向けた研修会を開催し、支援担当者の能力の向上を図ります。

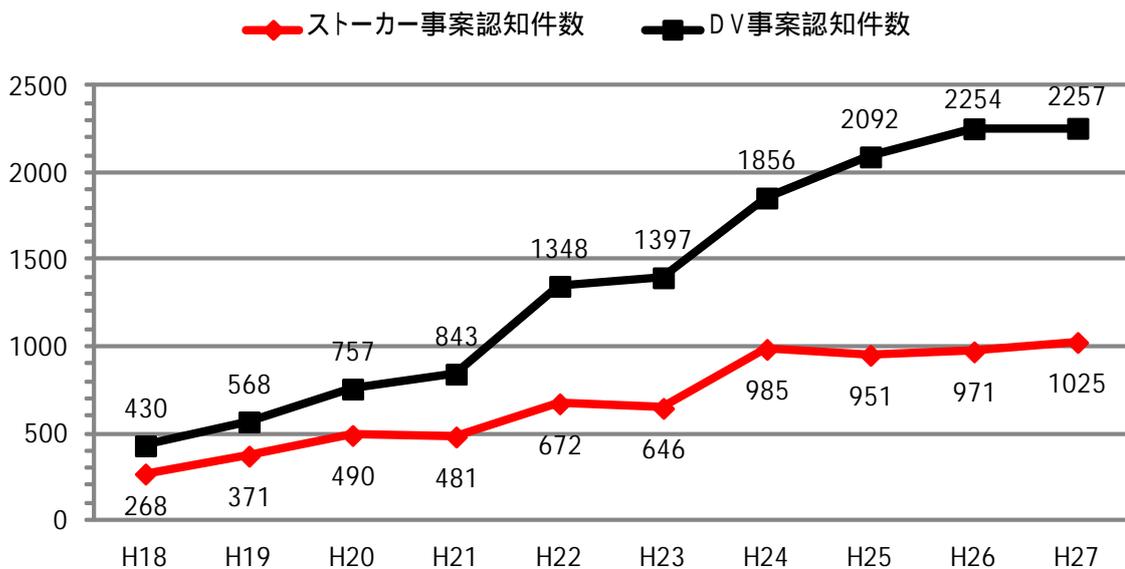
関係機関・団体が連携する際の留意事項

- ・ 関係機関・団体（以下「機関等」といいます。）は、犯罪被害の早期軽減と再び平穏な生活を営めることを目的に被害者支援を行います。
- ・ 機関等は、日頃から、相互理解と信頼関係を構築し、シミュレーション訓練等により、被害者支援について検討する必要があります。
- ・ 機関等が被害者等から支援を求められた際は、プライバシーの保護・情報管理を徹底し、被害者等の心情に配慮して、できる限り速やかに対応します。
- ・ 機関等が連携・協働を行う際は、最初に対応した機関等が、被害者等に対して、他の機関等への情報提供に対する同意を求め、同意が得られれば、同意書を作成の上、住所、氏名、年齢、連絡先、被害状況のほか、必要な支援等についての正確な情報を、関係機関・団体へ引き継ぎます。
- ・ 引継ぎを受けた機関等は、被害者等のプライバシーに配慮して、情報管理を徹底した上で、被害者支援を行います。
- ・ 引継ぎを受けた機関等は、最初に対応した機関等に対して、支援実施状況をフィードバックします。
- ・ 連携・協働をした機関等は、被害者等のニーズを把握し、必要な支援を途切れることのないように行うため、また、被害者等の様々なニーズに応えるため、更なる機関等との連携や社会資源の活用を目指し、被害者等の自立を目指します。

図表3-4-1 公益社団法人みやぎ被害者支援センターにおける相談受案件数
 (委託事業である「性暴力被害相談支援センター宮城」の受案件数を含む。)

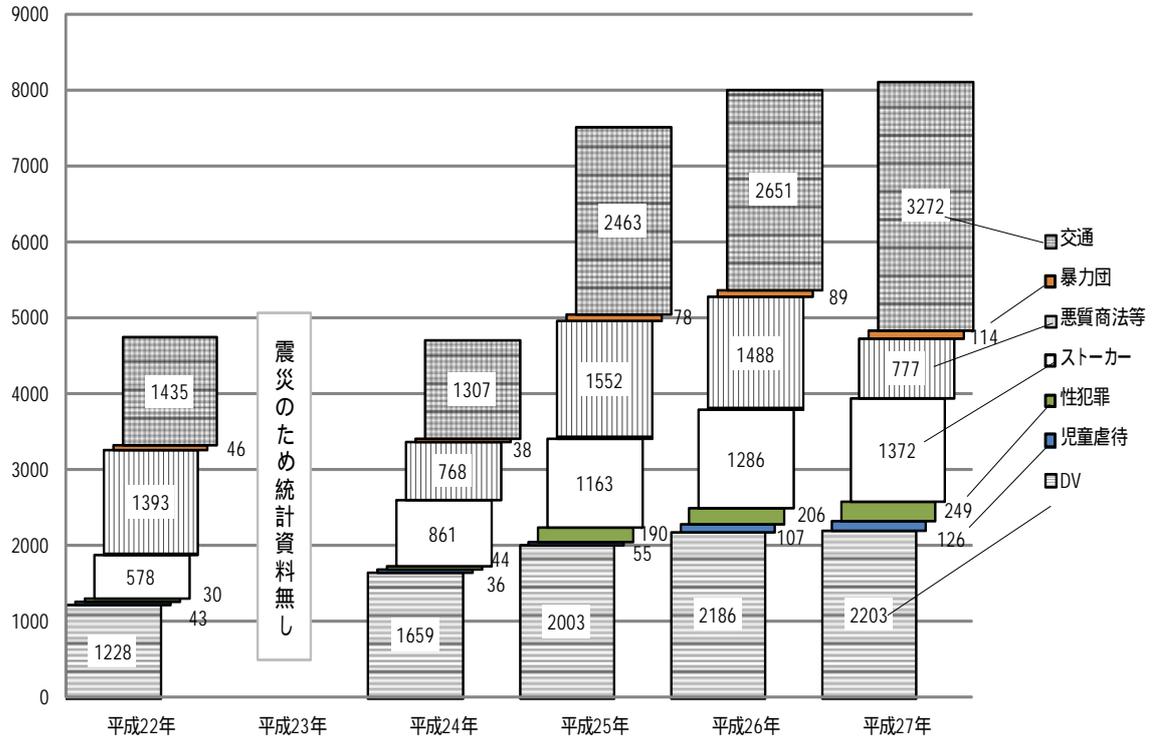


図表3-4-2 宮城県警察におけるストーカー事案、DV事案認知件数



資料出所：宮城県警察

図表3-4-3 宮城県警察における相談受案件数



資料出所：宮城県警察

5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

【現状と課題】

県民一般の犯罪被害者支援への理解をより一層深める必要があります。

そのため、県民の被害者等への支援に関する取組を促進するため、広報啓発活動を積極的に推進する必要があります。(図表3-5-1)

県内では、仙台駅前のアーケード街をトラックで暴走し多数の死傷者を出した殺人事件、飲酒運転車両に多数の高校生が巻き込まれた危険運転致死傷事件等、何ら落ち度のない方が突然悲惨な犯罪の被害に遭い、被害者等となる可能性があります。

そのため、被害者等が安心して「必要な援助」を求めることができるように、日頃から関係機関、民間団体、事業者等の支援内容が十分周知されることが必要です。

犯罪に巻き込まれた被害者等は、直接的な被害だけでなく、被害後に生ずる経済的被害、捜査関係者、司法関係者、医療関係者等が被害者等に接する際に与える精神的被害等多くの二次的被害を受けています。

そのため、被害者等の心の傷の回復には、地域、職場、学校等社会全体で支援する態勢づくりと関係機関の職員等が被害者等の心情に配慮して適切に支援することが必要です。(図表3-5-2)

性犯罪及び配偶者等からの暴力事案(DV)の被害者等は、被害の届出や告訴をためらい、犯罪被害の潜在化が懸念されています。

そのため、被害者支援等の積極的な広報啓発が必要となります。

被害者の心情や求める支援、支援担当者が被る代理被害について、県民の理解が不足している状況です。

そのため、調査研究した内容を広報する必要があります。(図表3-5-3)

【基本目標】

県民の多くが被害者等の置かれている現状を理解することによって、被害者等への支援の裾野が一層広がることを期待できます。このことは、地域社会における連帯共助の精神を醸成し、規範意識や防犯意識を高揚させるという観点からも重要と考えられます。

そのため、関係機関、民間団体、事業者等が連携し、各種支援制度の情報提供を推進することによって被害者等への支援の重要性に対する県民の意識を高めます。

【施策の項目】

(1) 広報啓発活動の推進

被害者等の現状と心情の理解や犯罪被害後に受ける二次的被害の実態、支援の必要性について広報啓発活動を行います。

(2) 教育の充実

命の大切さを学ぶ教育等を行い、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進します。

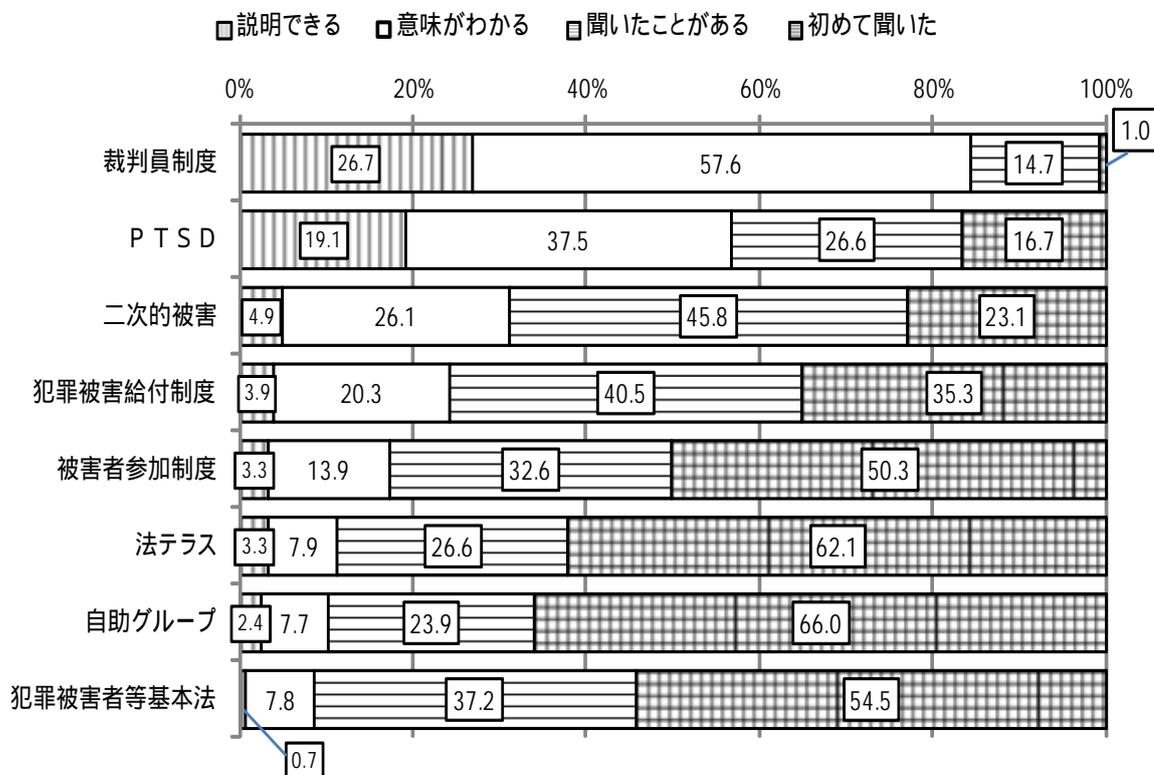
(3) 各種支援制度等の情報提供

県民や被害者等に向けて、関係機関団体の各種対応窓口や支援制度に関する情報提供を行います。

(4) 被害者等の支援や支援担当者に関する調査研究

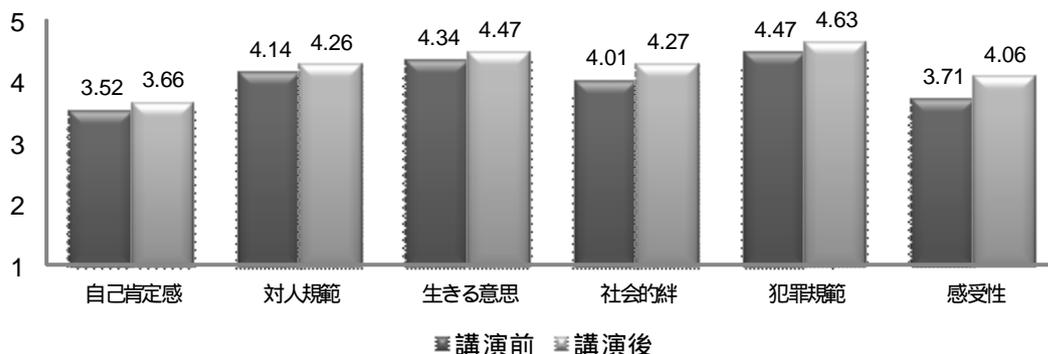
被害者等の実態や被害者等の求める支援、支援担当者が被る代理被害についての調査研究を行います。

図表3-5-1 犯罪等に対する用語の理解度



資料出所：内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」結果（要約）平成21年度犯罪被害類型別継続調査結果報告書（2010）

図表3-5-2 「命の大切さを学ぶ教室」⁷を受講した中学生の講演前及び講演後のアンケート回答結果の平均評定値⁸



尺度	講演前後	講演前	講演後	t 値
:自己肯定感		3.52 (.90)	3.66 (.89)	7.20***
:対人規範		4.14 (.78)	4.26 (.77)	6.69***
:生きる意思		4.34 (.77)	4.47 (.73)	7.11***
:社会的絆		4.01 (1.06)	4.27 (.95)	10.11***
:犯罪規範		4.47 (.84)	4.63 (.74)	7.54***
:感受性		3.71 (1.02)	4.06 (.95)	13.45***

N = 1,259 カッコ内は標準偏差 *** p < .001

資料出所：宮城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 「平成27年度「命の大切さを学ぶ教室」に関する実施効果の概要について」(2016)

図表3-5-3 代理被害⁹の実態調査結果¹⁰

副次(代理)被害	IES-R ¹¹	共感疲労 ¹²
要注意		
出現率(%)	20.6%	48.4%

資料出所：宮城県公安委員会「警察職員の副次被害に関する調査報告書 平成19年度宮城県における犯罪被害者支援施策に関する報告」(2007)

7 宮城県警察が宮城県教育庁及び仙台市教育局と連携し、中学生には被害者遺族の手記の朗読、高校生には被害者遺族の講演を行い、被害者等への配慮及び協力、加えて規範意識及び自他の命の大切さ等の向上を目的に開催しているものです。

8 同教室の講演効果を測定するため、中学生に対して講演前と講演後にアンケート調査を実施しました。その結果、自己肯定感(「自分をほめることがある」、「人の役に立つ活動をしている」等)、対人規範(「人を殴ることは悪いことだ」、「いじめは悪いことだ」等)、生きる意思(「長生きしたい」、「自殺をしてはいけない」等)、社会的絆(「後に残される人のことを考えると自殺はできない」、「死ぬと親や友達を悲しませることが辛い」)、犯罪規範(「犯罪は許せない」等)、感受性(「命ってすばらしいと感動する」等)が、講演を受講する前より統計的に意味のある上昇を示し、規範意識及び自他の命を大切にする講演効果が明らかとなりました。

9 被害者等の支援を行う過程で被害者等と同様の心理状態に陥ること等によって受ける強い精神的な被害をいいます。「代理被害」、「副次被害」、「代理受傷」等ともいいます。

10 宮城県警察職員(指定被害者支援要員及び宮城県警察犯罪被害者部内相談員)を対象とした代理被害の実態調査をしたものです。

11 IES-R(改訂出来事インパクト尺度)の合計得点が25点以上の者をPTSD(心的外傷後ストレス障害と訳され被害者等にあらわれる障害)の注意として分類した結果、20.6%(155人中の32人)でありました。

12 共感疲労尺度(犯罪被害者等トラウマ(心的外傷)を抱えた人の話を聴くことによって、傾聴する側も精神的に疲弊してしまい、日常生活に影響を及ぼすもの)の合計得点が31点以上の者を注意として分類した結果、48.4%(222人中の104人)でありました。

第 4 章

推 進 体 制

第4章 推進体制

推進計画を効果的に推進するため、関係機関、民間団体、事業者等が相互協力及び連携を図りながら、社会全体で被害者等支援に取り組む総合的な支援推進体制を構築します。また、警察署単位の推進体制を整備し、市町村、民間団体、事業者等との相互協力及び連携や協働により、総合的な被害者等支援を推進します。

1 宮城県犯罪被害者支援連絡協議会による総合的支援

支援条例により設置された「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」の関係機関、民間団体、事業者等の相互協力及び連携の下に総合的な支援体制を構築し、被害者等の求めに応じた被害者等支援を推進します。

2 警察署単位の推進体制整備

被害者等と最も身近に接する警察署において、地域の特性に応じて被害者等の広範なニーズにきめ細やかに対応し、地域に密着した支援活動を効果的に推進するため、関係機関、民間団体、事業者等で構成する推進体制を整備します。

3 市町村との連携

被害者等の支援の輪を広げ、かつ、生活に密着した継続的な支援を行うため、被害者等が居住する市町村と協力し、地域の実情に応じた被害者等支援の施策を推進します。

4 民間団体との連携・協働

被害者等の支援に関して自主的活動を行っている民間団体と連携・協働するとともに、その活動を支援します。

5 県民、事業者との連携

多くの県民、事業者等が被害者等の置かれている立場を理解し、被害者等の支援に参加できるような環境の整備に努めます。また、県民、事業者等の自主的な取組に対して支援します。

資 料

宮城県犯罪被害者支援条例（抜粋）

平成十五年十二月十七日
宮城県条例第七十六号

宮城県犯罪被害者支援条例をここに公布する。

宮城県犯罪被害者支援条例

目次

- 第一章 総則（第一条 第五条）
- 第二章 被害者支援の推進体制（第六条・第七条）
- 第三章 宮城県犯罪被害者支援審議会（第八条）
- 第四章 犯罪被害者支援推進計画（第九条）
- 第五章 基本的施策（第十条 第十四条）
- 第六章 普及啓発（第十五条 第十八条）
- 第七章 雑則（第十九条 第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪行為（これと同視すべき事情にある場合を含む。以下同じ。）により被害を受けた者及びその遺族（以下「被害者等」という。）の支援に関し必要な事項を定めることにより、被害者等に対する総合的な支援を推進し、被害者等が受けた被害の早期軽減を図るとともに、連帯共助の精神にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 被害者等の支援は、被害者等の置かれている状況の十分な理解の下に、被害者等の立場に立って推進されなければならない。

- 2 被害者等の支援は、県民の発意が尊重され、より多くの県民が自主的に参加するよう推進されなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、被害者等の支援に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、被害者等の支援に関する施策の効果的な推進を図るため、国及び他の地方公共団体との連携を確保するよう努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、地域の実情に応じた被害者等の支援に関する施策を推進するとともに、県が実施する被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、第二条に規定する基本理念に基づき、被害者等の支援に関する理解を深めるよう努めるものとする。

第二章 被害者支援の推進体制

(宮城県犯罪被害者支援連絡協議会の設置)

第六条 県は、被害者等の支援に関する施策を総合的に調整し、かつ、相互協力及び連携の下に効果的に実施するため、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、関係行政機関、被害者等を支援する活動を行っている民間の団体(以下「民間団体」という。)被害者等の支援に関連を有する事業者(以下「事業者」という。)及び学識経験者をもって構成する。

(警察署単位の推進体制)

第七条 警察署長は、その管轄区域において、関係行政機関、民間団体、事業者及び学識経験者との協働による被害者等の支援に関する施策の推進体制を整備するものとする。

第三章 宮城県犯罪被害者支援審議会

第八条 被害者等の支援に関する基本的な施策及び重要事項を審議するため、公安委員会の附属機関として、宮城県犯罪被害者支援審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、公安委員会が任命する委員十人以内で組織する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

7 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

8 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第四章 犯罪被害者支援推進計画

第九条 公安委員会は、被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者支援推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 被害者等の支援に係る施策の実施に関する事項

二 被害者等の支援に係る役割分担及び連携に関する事項

三 被害者等の支援に係る市町村の施策に対する助言に関する事項

四 被害者等の支援に従事する者の養成に関する事項

五 民間団体の活動の促進に関する事項

六 被害者等の支援に係る広報啓発に関する事項

七 被害者等の支援に係る情報の提供に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、被害者等の支援に関し必要な事項

3 公安委員会は、推進計画の策定に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 公安委員会は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴か

なければならない。

- 5 公安委員会は、推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第五章 基本的施策

(被害者支援員の登録)

第十条 公安委員会は、公安委員会規則で定めるところにより、被害者等の支援に関して専門的な知識、技術及び経験を有すると認められる者を被害者支援員として登録することができる。

- 2 被害者支援員は、被害者等の相談に応じるとともに、役務の提供その他の方法により被害者等の援助を行うものとする。
- 3 公安委員会は、被害者等が支援を必要としていると認める場合において、当該被害者等の求めがあったときには、被害者支援員の同意を得て、当該被害者支援員を紹介することができる。
- 4 公安委員会は、被害者支援員の同意を得て、民間団体に対し、当該被害者支援員を紹介することができる。
- 5 公安委員会は、被害者支援員が円滑な支援を行うために必要な知識又は技術の提供その他の必要な配慮を加えるものとする。

(被害者等の支援に従事する者の養成)

第十一条 県は、関係行政機関及び民間団体と協力して、被害者等の支援に従事する者の養成を行うものとする。

(代理被害の防止)

第十二条 県は、被害者支援員その他被害者等の支援を行う者が、代理被害（被害者等の支援を行う過程で被害者等と同様の心理状態に陥ること等によって受ける強い精神的な被害をいう。）を受けることを防ぐために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者等の平穏な生活の確保)

第十三条 県は、被害者等が、犯罪行為に関連してその生命、身体若しくは財産に危害を加えられようとしている場合又はその意に反して他人から特定の行為をするように求められている場合において、平穏に生活することができなくなるおそれがあると認められるときは、被害者等を保護する施設の利用等に関して、情報の提供、あっせんその他の必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、前項の支援に関し、必要に応じ、協議会、関係行政機関、民間団体及び事業者の協力を求めることができる。

(民間団体の活動の支援)

第十四条 県は、民間団体に対し、その活動を促進するため、活動場所の提供、被害者等の支援に関する知識又は技術の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第六章 普及啓発

(広報啓発)

第十五条 県は、被害者等の支援の重要性に対する県民の意識を高揚し、県民の被害

者等の支援に関する取組みへの参加を促進するため、広報啓発に努めるものとする。

(情報提供等)

第十六条 県は、被害者等の支援に資する活動の促進を図るため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十七条 公安委員会は、被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

(表彰)

第十八条 知事は、被害者等の支援に関し顕著な功績があったものを表彰することができる。

第七章 雑則

(財政上の措置)

第十九条 県は、被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第二十条 公安委員会は、毎年度、被害者等の支援に関して講じた施策を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

(以下略)

統計資料

宮城県内各市区町村における刑法犯認知件数の推移

市区町村名	統計年	合計	うち 重要犯罪	凶悪犯計	うち強姦	粗暴犯計	窃盗犯計	知能犯計	風俗犯計	その他の 刑法犯計
県内合計	H20	28,583	310	126	24	888	21,421	1,485	231	4,432
	H21	25,125	292	140	29	993	18,131	1,398	195	4,268
	H22	24,722	284	129	27	912	18,453	1,260	208	3,760
	H23	20,605	232	89	15	881	15,690	598	179	3,168
	H24	19,561	266	99	23	1,061	14,060	773	223	3,345
	H25	19,367	220	73	19	1,036	14,171	803	190	3,094
	H26	18,630	232	58	16	948	13,512	866	219	3,027
仙台市 計	H20	14,649	189	57	10	489	10,817	806	165	2,315
	H21	13,059	158	65	7	482	9,644	577	118	2,173
	H22	12,419	171	59	14	517	9,142	607	151	1,943
	H23	11,022	149	50	10	508	8,298	336	119	1,711
	H24	10,708	163	57	13	600	7,720	468	134	1,729
	H25	10,220	136	44	14	539	7,524	415	108	1,590
	H26	9,940	157	37	10	497	7,270	464	146	1,526
仙台市 青葉区	H20	5,081	68	21	4	214	3,581	395	67	803
	H21	4,523	51	23	2	220	3,245	267	38	730
	H22	4,336	58	22	6	235	3,099	266	55	659
	H23	4,059	80	21	3	228	3,027	148	65	570
	H24	3,984	89	32	8	269	2,777	210	72	624
	H25	3,794	48	18	5	254	2,667	194	36	625
	H26	1,913	22	7	2	97	1,416	60	21	312
仙台市 宮城野区	H20	3,120	21	9	5	89	2,392	148	12	470
	H21	2,754	18	9	1	81	2,072	99	15	478
	H22	2,631	29	11	4	94	1,997	104	26	399
	H23	2,372	22	11	3	81	1,878	68	14	320
	H24	2,278	22	7	2	104	1,709	71	20	367
	H25	2,214	26	9	4	101	1,675	82	20	327
	H26	1,913	22	7	2	97	1,416	60	21	312
仙台市 若林区	H20	1,680	15	4	0	44	1,224	64	13	331
	H21	1,409	18	8	2	19	1,061	69	13	239
	H22	1,553	15	5	1	47	1,130	57	10	304
	H23	1,158	10	3	0	43	855	22	12	223
	H24	1,089	12	2	0	64	769	35	14	205
	H25	1,073	16	5	0	63	806	39	12	148
	H26	1,216	15	3	0	50	917	44	14	188
仙台市 太白区	H20	2,393	28	11	0	57	1,860	88	20	357
	H21	2,086	39	18	1	75	1,520	79	23	371
	H22	2,018	43	13	1	85	1,438	101	33	348
	H23	1,709	14	6	1	83	1,213	50	10	347
	H24	1,673	17	9	2	85	1,198	103	10	268
	H25	1,476	29	8	4	73	1,107	47	22	219
	H26	1,816	21	7	3	69	1,345	65	22	308
仙台市 泉区	H20	2,375	57	12	1	85	1,760	111	53	354
	H21	2,287	32	7	1	87	1,746	63	29	355
	H22	1,881	26	8	2	56	1,478	79	27	233
	H23	1,724	23	9	3	73	1,325	48	18	251
	H24	1,684	23	7	1	78	1,267	49	18	265
	H25	1,663	17	4	1	48	1,269	53	18	271
	H26	1,541	10	5	2	43	1,202	68	7	216

「重要犯罪」とは「殺人、強盗、放火、強姦の凶悪犯に略取誘拐、人身売買、強制わいせつ」を加えたものです。

宮城県内各市区町村における刑法犯認知件数の推移

市区町村名	統計年	合計	うち 重要犯罪	凶悪犯計	うち強姦	粗暴犯計	窃盗犯計	知能犯計	風俗犯計	その他の 刑法犯計
石巻市	H20	1,841	23	14	4	43	1,417	65	9	293
	H21	1,915	13	6	3	80	1,405	74	11	339
	H22	1,868	21	12	1	68	1,378	89	9	312
	H23	1,534	12	4	0	69	1,188	25	9	239
	H24	1,169	10	4	3	73	743	44	7	298
	H25	1,315	17	4	0	83	964	40	15	209
	H26	1,262	20	2	1	86	844	51	19	260
塩竈市	H20	593	11	4	0	19	433	27	8	102
	H21	541	4	2	0	21	411	26	3	78
	H22	526	3	1	0	26	396	26	3	74
	H23	413	3	1	0	30	303	20	4	55
	H24	426	12	3	0	22	288	13	11	89
	H25	469	5	2	0	27	332	27	3	78
	H26	328	3	1	0	19	227	8	2	71
気仙沼市 (旧本吉町を 含む)	H20	655	6	3	0	40	455	28	3	126
	H21	746	7	3	1	39	529	36	4	135
	H22	473	5	5	1	23	336	37	2	70
	H23	272	4	3	1	12	189	10	3	55
	H24	287	9	2	1	23	162	22	7	71
	H25	270	1	1	0	20	165	16	2	66
	H26	227	4	2	0	24	133	22	2	44
白石市	H20	400	3	2	0	18	277	17	1	85
	H21	380	14	13	0	8	279	16	2	62
	H22	310	2	2	1	12	256	5	0	35
	H23	287	1	1	0	24	207	9	1	45
	H24	232	2	0	0	14	178	7	3	30
	H25	399	2	1	0	20	295	13	1	69
	H26	292	1	0	0	10	216	14	1	51
名取市	H20	948	7	3	2	16	736	59	5	129
	H21	863	6	4	1	20	633	48	2	156
	H22	912	4	3	1	23	731	33	1	121
	H23	652	4	2	0	19	515	17	2	97
	H24	598	4	2	0	26	450	24	4	92
	H25	708	4	1	0	27	549	29	7	95
	H26	820	4	2	0	26	651	30	3	108
角田市	H20	296	1	1	1	13	226	16	0	40
	H21	266	2	0	0	9	210	3	2	42
	H22	218	1	0	0	8	165	4	1	40
	H23	211	0	0	0	6	167	7	0	31
	H24	178	1	0	0	11	128	7	1	31
	H25	192	0	0	0	4	138	12	1	37
	H26	192	0	0	0	14	142	5	0	31
多賀城市	H20	912	11	4	0	21	710	30	6	141
	H21	792	6	2	0	22	577	27	13	151
	H22	874	10	5	0	25	676	28	9	131
	H23	647	6	3	0	17	503	19	3	102
	H24	666	6	2	0	35	521	14	6	88
	H25	669	8	2	0	29	523	13	7	95
	H26	615	5	0	0	26	438	26	7	118

「重要犯罪」とは「殺人、強盗、放火、強姦の凶悪犯に略取誘拐、人身売買、強制わいせつ」を加えたものです。

宮城県内各市区町村における刑法犯認知件数の推移

市区町村名	統計年	合計	うち重要犯罪	凶悪犯計	うち強姦	粗暴犯計	窃盗犯計	知能犯計	風俗犯計	その他の刑法犯計
岩沼市	H20	476	3	2	0	17	304	31	1	121
	H21	430	5	3	0	16	306	22	2	81
	H22	432	8	2	0	11	299	13	6	101
	H23	268	2	2	0	10	184	6	1	65
	H24	283	6	3	0	11	197	7	4	61
	H25	347	3	2	0	21	224	16	0	84
	H26	333	0	0	0	28	221	22	0	62
登米市	H20	796	4	2	1	24	587	60	3	120
	H21	669	5	2	1	22	523	32	3	87
	H22	652	4	2	1	35	485	31	3	96
	H23	551	1	0	0	13	457	16	2	63
	H24	523	9	3	0	44	365	26	6	79
	H25	559	4	1	1	34	387	28	3	106
	H26	539	7	2	0	28	379	24	5	101
栗原市	H20	607	6	3	0	19	466	39	4	76
	H21	460	15	8	4	14	339	30	3	66
	H22	411	6	4	0	11	306	29	2	59
	H23	371	1	1	0	18	270	27	1	54
	H24	298	2	2	0	16	228	7	1	44
	H25	266	1	1	0	13	183	21	0	48
	H26	261	3	2	1	12	179	13	2	53
東松島市	H20	552	4	2	1	8	399	29	3	111
	H21	466	3	2	1	15	340	13	2	94
	H22	623	3	2	0	19	374	125	1	102
	H23	347	3	2	0	19	264	4	1	57
	H24	262	1	0	0	10	187	12	2	51
	H25	250	1	0	0	14	175	9	1	51
	H26	321	4	1	0	17	236	9	3	55
大崎市	H20	1,673	7	6	0	55	1,270	124	3	215
	H21	1,441	17	11	3	48	1,088	54	9	231
	H22	1,194	15	9	3	46	909	52	8	170
	H23	1,299	12	5	2	49	1,053	25	6	161
	H24	1,188	8	6	2	56	905	31	6	184
	H25	1,071	12	4	2	63	798	54	11	141
	H26	1,059	8	2	0	49	807	44	12	145
刈田郡蔵王町	H20	131	1	0	0	6	104	7	1	13
	H21	140	0	0	0	4	115	4	0	17
	H22	98	2	2	0	6	80	1	0	9
	H23	75	1	1	0	7	54	3	1	9
	H24	57	0	0	0	5	29	2	0	21
	H25	89	4	2	0	5	59	7	2	14
	H26	80	0	0	0	2	65	3	0	10
刈田郡七ヶ宿町	H20	22	0	0	0	0	21	1	0	0
	H21	19	0	0	0	0	18	0	0	1
	H22	4	0	0	0	0	4	0	0	0
	H23	7	0	0	0	1	6	0	0	0
	H24	7	0	0	0	0	6	0	0	1
	H25	6	0	0	0	0	5	1	0	0
	H26	10	0	0	0	0	7	1	0	2

「重要犯罪」とは「殺人、強盗、放火、強姦の凶悪犯に略取誘拐、人身売買、強制わいせつ」を加えたものです。

宮城県内各市区町村における刑法犯認知件数の推移

市区町村名	統計年	合計	うち 重要犯罪	凶悪犯計	うち強姦	粗暴犯計	窃盗犯計	知能犯計	風俗犯計	その他の 刑法犯計
柴田郡 大河原町	H20	349	5	4	0	6	286	4	2	47
	H21	329	1	0	0	7	265	9	1	47
	H22	324	2	0	0	7	262	3	2	50
	H23	229	8	0	0	9	166	2	9	43
	H24	191	2	1	1	9	140	3	1	37
	H25	246	0	0	0	12	185	10	0	39
	H26	162	1	0	0	15	110	13	1	23
柴田郡 村田町	H20	110	0	0	0	3	90	5	0	12
	H21	118	1	0	0	3	51	2	1	61
	H22	76	1	1	0	2	56	2	1	14
	H23	62	4	2	0	0	49	1	2	8
	H24	101	2	1	0	5	62	2	1	30
	H25	62	1	0	0	4	39	5	1	13
	H26	56	0	0	0	2	44	2	0	8
柴田郡 柴田町	H20	357	2	2	0	6	283	7	0	59
	H21	462	3	2	0	4	384	8	1	63
	H22	496	1	1	0	7	396	18	0	74
	H23	352	3	1	0	4	285	5	3	54
	H24	352	5	4	1	13	271	4	1	59
	H25	328	3	2	0	23	245	9	1	48
	H26	285	2	1	1	10	186	15	1	72
柴田郡 川崎町	H20	65	1	1	0	4	48	3	0	9
	H21	51	0	0	0	3	42	0	0	6
	H22	63	6	6	0	4	45	2	0	6
	H23	44	2	2	0	1	36	4	0	1
	H24	45	0	0	0	7	34	1	0	3
	H25	53	0	0	0	3	39	0	1	10
	H26	60	0	0	0	1	49	2	0	8
伊具郡 丸森町	H20	101	1	1	0	2	83	4	0	11
	H21	145	1	0	0	8	118	3	1	15
	H22	102	0	0	0	3	93	0	0	6
	H23	88	0	0	0	1	77	2	0	8
	H24	51	1	1	1	3	42	0	0	5
	H25	69	0	0	0	1	58	1	0	9
	H26	76	1	0	0	3	58	3	1	11
巨理郡 巨理町	H20	302	3	0	0	11	231	10	3	47
	H21	239	6	4	1	9	181	6	2	37
	H22	272	1	1	0	5	219	5	0	42
	H23	213	0	0	0	3	166	4	2	38
	H24	163	1	0	0	9	109	10	1	34
	H25	172	0	0	0	11	104	9	0	48
	H26	180	1	1	1	13	108	22	2	34
巨理郡 山元町	H20	137	3	2	1	3	109	6	1	16
	H21	115	1	1	1	99	1	0	0	14
	H22	116	1	1	1	3	95	2	0	15
	H23	124	1	1	1	1	97	2	0	23
	H24	44	0	0	0	1	24	2	0	17
	H25	54	0	0	0	6	36	3	1	8
	H26	50	0	0	0	3	34	4	0	9

「重要犯罪」とは「殺人、強盗、放火、強姦の凶悪犯に略取誘拐、人身売買、強制わいせつ」を加えたものです。

宮城県内各市区町村における刑法犯認知件数の推移

市区町村名	統計年	合計	うち 重要犯罪	凶悪犯計	うち強姦	粗暴犯計	窃盗犯計	知能犯計	風俗犯計	その他の 刑法犯計
宮城郡 松島町	H20	154	1	1	1	1	136	3	0	13
	H21	119	1	1	1	6	92	3	0	17
	H22	151	1	0	0	2	122	4	1	22
	H23	83	0	0	0	4	63	0	0	16
	H24	91	1	1	0	3	65	7	0	15
	H25	97	0	0	0	5	80	5	1	6
	H26	100	0	0	0	7	77	6	0	10
宮城郡 七ヶ浜町	H20	102	1	1	1	2	80	1	0	18
	H21	79	1	1	1	3	59	3	0	13
	H22	108	0	0	0	2	74	2	0	30
	H23	65	0	0	0	1	41	0	0	23
	H24	81	1	1	0	1	63	1	0	15
	H25	78	0	0	0	4	57	2	0	15
	H26	56	0	0	0	5	42	0	0	9
宮城郡 利府町	H20	416	3	2	0	1	356	7	2	48
	H21	365	1	0	0	3	312	10	2	38
	H22	435	3	3	0	7	369	15	0	41
	H23	270	2	1	0	4	229	2	1	33
	H24	320	6	0	0	11	239	8	7	55
	H25	279	4	3	0	13	220	7	1	35
	H26	261	1	0	0	9	204	8	2	38
黒川郡 大和町	H20	329	4	4	1	13	247	4	2	59
	H21	277	2	2	1	9	217	11	0	38
	H22	207	2	1	1	9	160	2	1	34
	H23	139	3	1	0	2	103	7	3	23
	H24	191	1	0	0	12	131	2	1	45
	H25	179	2	1	0	10	131	8	3	26
	H26	170	1	1	0	9	119	9	1	31
黒川郡 大郷町	H20	79	1	1	0	4	65	3	0	6
	H21	70	0	0	0	0	57	3	0	10
	H22	73	1	1	0	1	62	2	0	7
	H23	43	0	0	0	4	33	2	0	4
	H24	57	0	0	0	3	47	2	0	5
	H25	40	0	0	0	1	26	2	0	11
	H26	46	0	0	0	0	41	1	0	4
黒川郡 富谷町	H20	386	1	0	0	8	305	13	2	58
	H21	355	4	3	0	9	274	12	1	56
	H22	355	4	0	0	5	297	14	4	35
	H23	294	1	1	0	8	223	8	1	53
	H24	305	7	3	0	10	232	5	5	50
	H25	256	8	1	1	12	176	14	9	44
	H26	257	1	0	0	2	198	11	1	45
黒川郡 大衡村	H20	56	1	1	1	0	47	2	0	6
	H21	70	0	0	0	0	57	3	0	10
	H22	39	0	0	0	4	30	0	0	5
	H23	23	0	0	0	3	16	3	0	1
	H24	45	0	0	0	2	40	1	0	2
	H25	51	2	0	0	1	36	5	2	7
	H26	39	2	2	2	1	30	1	0	5

「重要犯罪」とは「殺人、強盗、放火、強姦の凶悪犯に略取誘拐、人身売買、強制わいせつ」を加えたものです。

宮城県内各市区町村における刑法犯認知件数の推移

市区町村名	統計年	合計	うち 重要犯罪	凶悪犯計	うち強姦	粗暴犯計	窃盗犯計	知能犯計	風俗犯計	その他の 刑法犯計
加美郡 色麻町	H20	43	0	0	0	1	32	5	0	5
	H21	34	0	0	0	1	29	1	0	3
	H22	31	0	0	0	0	20	9	0	2
	H23	41	0	0	0	1	26	2	0	12
	H24	35	0	0	0	2	25	2	0	6
	H25	22	1	0	0	3	18	0	1	0
	H26	21	0	0	0	0	20	0	0	1
加美郡 加美町	H20	286	2	2	0	1	231	24	0	28
	H21	193	2	1	0	9	142	6	1	34
	H22	168	1	1	0	7	133	5	0	22
	H23	135	4	3	1	7	100	2	0	23
	H24	116	0	0	0	3	92	2	0	19
	H25	138	0	0	0	6	106	3	0	23
	H26	128	2	2	0	8	93	7	0	18
遠田郡 涌谷町	H20	196	0	0	0	7	157	7	0	25
	H21	157	8	1	1	7	107	5	7	30
	H22	190	3	3	2	2	156	8	0	21
	H23	123	1	0	0	11	91	4	2	15
	H24	152	1	1	0	6	126	1	0	18
	H25	135	1	1	1	4	101	4	3	22
	H26	119	2	0	0	6	96	6	2	9
遠田郡 美里町	H20	374	4	1	0	17	295	12	3	46
	H21	215	1	1	1	8	146	13	0	47
	H22	243	1	1	1	4	189	8	3	38
	H23	190	2	0	0	10	159	2	1	18
	H24	199	3	2	1	6	155	9	1	26
	H25	147	0	0	0	8	112	3	0	24
	H26	160	0	0	0	7	119	10	1	23
牡鹿郡 女川町	H20	62	0	0	0	3	34	4	0	21
	H21	53	0	0	0	0	37	6	0	10
	H22	54	0	0	0	1	38	3	0	12
	H23	29	1	1	0	2	24	0	0	2
	H24	34	0	0	0	1	12	2	0	19
	H25	25	0	0	0	0	17	1	0	7
	H26	31	0	0	0	3	17	1	1	9
本吉郡 南三陸町	H20	101	1	0	0	7	79	6	1	8
	H21	142	1	0	0	2	117	8	1	14
	H22	120	0	0	0	4	92	5	0	19
	H23	74	1	1	0	0	48	1	0	24
	H24	55	0	0	0	5	34	1	0	15
	H25	77	0	0	0	8	62	0	0	7
	H26	69	1	0	0	3	51	2	1	12
不明・ 国外等	H20	27	0	0	0	0	5	16	3	3
	H21	69	3	2	1	1	6	54	3	3
	H22	85	1	1	0	3	8	71	0	2
	H23	28	0	0	0	3	0	21	2	2
	H24	51	2	0	0	3	10	24	13	1
	H25	29	0	0	0	2	2	11	5	9
	H26	25	1	0	0	3	1	7	3	11

「重要犯罪」とは「殺人、強盗、放火、強姦の凶悪犯に略取誘拐、人身売買、強制わいせつ」を加えたものです。

問合せ窓口

〒980-8410

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

022-221-7171(2692~5)